

令和 8 年 2 月 盛岡 広域 環境組合議会定例会会議録

議事日程（第 1 号）

令和 8 年 2 月 12 日（木） 午後 1 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問
- 第 4 議案第 1 号 令和 7 年度盛岡広域環境組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 議案第 2 号 令和 8 年度盛岡広域環境組合一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（20名）

1番	野中靖志君	2番	田山俊悦君
3番	豊村徹也君	4番	村田芳三君
5番	庄子春治君	6番	関治人君
7番	高橋悦郎君	8番	柳橋好子君
9番	藤原治君	10番	日向裕子君
11番	堂前義信君	12番	山崎留美子君
13番	山崎邦廣君	14番	高宮一明君
15番	松山宗治君	16番	田中二郎君
17番	橋浦栄一君	18番	及川ひとみ君
19番	谷上知子君	20番	小川文子君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者

管理者（盛岡市長）	内舘茂君
副管理者（八幡平市長）	佐々木孝弘君
副管理者（滝沢市長）	武田哲君
副管理者（雫石町長）	猿子恵久君
副管理者（葛巻町長）	鈴木重男君
副管理者（岩手町長）	佐々木光司君
副管理者（紫波町長）	鎌田千市君
副管理者代理（矢巾町副町長）	岩渕和弘君
副管理者（盛岡市副市長）	中村一郎君
会計管理者（盛岡市会計管理者）	伊藤亨君
事務局長（盛岡市環境部長）	小林敬君
事務局次長（盛岡市環境部次長）	大和田誠君
事務局主任主査（盛岡市環境部主任主査）	森田晋君
参事兼総務課長	菊池与志和君
参事兼施設課長	藤原司君

職務のために議場に出席した者

書記長	菊池与志和
書記	佐藤武史
書記	阿部智洋
書記	及川忠
書記	田村修一
書記	立花裕
書記	金野修

会議内容

午後1時 開 会

◎議長（村田芳三君） これより令和8年2月盛岡広域環境組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。これより本日の会議を開きます。

最初に、諸般の報告をいたします。監査委員から例月現金出納検査の結果報告が4件あり、お手元に資料を配付してありますので、御了承願います。

これより本日の議事日程の報告に入ります。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、議長において、15番松山宗治議員、16番田中二郎議員の2名を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日1日としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎議長（村田芳三君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

この際、今期定例会の招集に当たり、盛岡広域環境組合管理者から御挨拶があります。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 皆様に御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、御多用のところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

令和7年度は、施設整備基本計画の策定、環境影響評価等を進めるとともに、事業者選定委員会を設置し、評価基準の検討を進めてまいりました。また、中継施設整備に関する基本構想について検討を進めているところであります。

今後も、経済性・効率性に優れた廃棄物処理体制を構築するとともに、カーボンニュートラル社会への寄与を目指し、各般の事業を進めてまいりたい、そう考

えておりますので、議員の皆様の一層の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

結びに、本定例会に提案申し上げております議案につきましては、よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

◎議長（村田芳三君） 日程第3、一般質問を行います。

質問を許します。10番日向裕子議員。

◎10番（日向裕子君） 私からは、トータルコストの検討について質問いたします。

前回の定例会において、藤原治議員の質問の中に、新焼却施設の整備と、そこから発生する焼却灰などの処理のそれぞれの費用をトータルコストで検討し決定していくべきということに関し、今後どのように新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会へ諮っていくかの質問に対して、「令和7年7月の県央ブロックごみ処理体制検討協議会で定めた最終処分体制に係る基本方針では、焼却施設の処理方式と最終処分体制の組合せについての評価を行った上で、圏域における最終処分体制については引き続き検討を進めるとしたものです。この状況で事業者選定委員会にお諮りすることはできないものと考えています」との答弁がございました。

しかし、その1年前の令和6年10月定例会では、私からの質問に対しては、「県央ブロックごみ処理体制検討協議会（以下8市町協議会という）において、8市町間で最終処分場の施設規模、整備費用に関する調査を行いながら、圏域における将来的な最終処分体制の協議、検討を進め、その検討状況も踏まえて、トータルコストも勘案しながら、令和8年度に新焼却施設の整備に係る事業者を選定し、処理方式の決定に向けて進めてまいりたい」との答弁がなされております。

この2つの答弁の違いは、トータルコストで新処理施設を選定する考えはあるものの、8市町間での協議検討が遅れているため、先行して新ごみ処理施設整備運営事業者選定を実施していく方針と捉えてよろしいのか。再質問での答弁では、「焼却施設から排出されます残さ、これが最終処分体制に影響し、トータルコストにも影響してくるということも含めまして、焼却施設側の事業者選定といえますか、そちらのほうでは評価項目として発生残さがどの程度出るのか、トータル費用にどのような影響を及ぼすのかについては、評価の対象としていくことにな

るのかなと考えております」との答弁もございましたが、トータル費用全てを考慮して施設を考えていくと解釈してよろしいのかどうか、お伺いいたします。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 日向裕子議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、トータルコストを勘案した新ごみ焼却施設の整備運営事業者の選定についてであります。令和6年10月定例会で答弁申し上げたとおり、最終処分体制の検討状況を踏まえ、焼却処理と最終処分を合わせたトータルコストも勘案をしながら、新焼却施設の整備に係る事業者を選定し、処理方式を決定することが望ましいと考えるものであります。

一方で、令和7年10月定例会で答弁申し上げましたとおり、圏域における最終処分体制については、最終処分体制に係る基本方針において、引き続き8市町で検討を進めるとしているものであります。

現在の状況を勘案いたしますと、事業者選定委員会において、新ごみ焼却施設の整備運営事業者を選定し、令和14年度の稼働に向けて取組を進めていくことと並行して、最終処分体制については、効率的で環境負荷の軽減が図られた最適な処分体制の確立に向けて、引き続き8市町で検討を進めていく必要がある、そう考えるものであります。

トータル費用全てを考慮して施設を考えるかにつきましては、新ごみ処理施設の整備運営事業者の選定に当たりましては、ごみ焼却に伴い発生する焼却灰の量のほか、これらの資源化委託や埋立処理委託に要する費用など、新ごみ焼却施設の運営経費に及ぼす影響についても評価をする予定としており、最終処分体制そのものを評価対象とするものではありませんが、焼却処理に伴って生ずる最終処分への影響は評価の対象となるものであります。

こうした評価に基づいて事業者の選定を行うことにより、効率的で財政負担の軽減が図られた処理体制の実現につなげてまいります。

◎10番（日向裕子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 10番日向裕子議員。

◎10番（日向裕子君） 今の御答弁を聞いていますと、非常に抽象的なので、ちょっと一つ一つ確かめさせていただきたいのですが、最後のほうでお話ししてい

るように、「最終処分体制に係る基本方針において、引き続き8市町で検討を進めるとしているものであります」ということは、同時並行的に、いわゆる焼却施設は決定して、その後、最終処分場に関しては検討するものか。それとも、きちんと最終処分体制に係る基本方針ですから、引き続き検討を進めるということの意味合いというか、意味がよく分からないので、すみません、説明をお願いいたします。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） お答えを申し上げます。

最終処分体制に係る基本方針で、様々な最終処分、こういうやり方をすればどうなのか。大体その環境への影響はどうか、またコストはどうかという部分については、焼却方式をストーカ炉、または熔融炉、それぞれについて試算をして、評価は一旦させていただいたということでありまして。ただ、それによって直ちに体制が決まるということではなく、この評価を基に、具体的にどのような体制を取っていくべきなのかということを経験して8市町間で協議をしていきたいと思います。そういう方針の取りまとめになっているということでありまして。

実際に、例えば施設をもし整備するとなると、それはどこなのか、どのくらいの規模の施設が必要なのかというようなことは、焼却施設から出される灰、これをどうするかということと相まって、かなり総合的な検討が必要になってくるのかなと思っております。いずれ、そういったようなことを協議した上で、8市町間で圏域における最終処分体制はこれが最も望ましいのだという結論などは8市町間で協議を継続していくべきだろうと、そのように考えているところであります。

◎10番（日向裕子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 10番日向裕子議員。

◎10番（日向裕子君） すみません、細かいことをちょっとお尋ねしますが、その焼却施設の検討の中には中継施設というコストも含まれるのかどうか、その点確認させてください。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） お答えいたします。

中継施設、これは可燃ごみの中継施設のことであるとお伺いしたところであります。焼却施設と中継施設、これは全員協議会でお示しさせていただいた財政計画の中では、トータルといいますか、項目として含めて、それで経費を出して、そして市町負担を出すということにしていたわけでありまして、その進め方につきましては、令和14年度の稼働を目指して焼却施設を整備するということとは、そこはまた別に中継施設のほうの整備を進めていく、そういう事業の組立てになっているということでありまして、したがって、焼却等の中継施設は別々に進めていくということになります。

◎10番（日向裕子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 10番日向裕子議員。

◎10番（日向裕子君） 私の言い方がちょっと悪かったかもしれませんが、要は中継施設は、ごみ焼却施設と同時に必要なはずだと思うのです。そうしますと、その辺のコストも8市町できちんと試算出してから施設を決めなければ、最終処分場は別にして、そこまでのトータルコストというのは分からないのではないのでしょうか。その点お尋ねいたします。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） お答えいたします。

まず、中継施設の整備をどのように検討してきたかというところから簡単に説明させていただきます。8市町において焼却施設を1か所にすることで広域化を進めているわけでありまして、そういたしますとかなり焼却施設までの距離が延長してしまうということがございます。そういったような地域に対しては、収集効率を考えて、それで効率的な収集運搬体制という部分についても、8市町全体で考えるべきであろうということは、基本構想の段階から検討されていたことでもありました。そういうこともありましたので、中継施設を、今の計画ですと、八幡平市と葛巻町にそれぞれ整備を進めていくということにしているわけでありまして。

これは、収集効率ということで御説明しましたけれども、住民生活に直結してくるということでもあります。家庭ごみの収集が遅延しないようにという配慮を込めて、

そのように構想に盛り込んだといったような側面もあると受け止めております。

◎10番（日向裕子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 10番日向裕子議員。

◎10番（日向裕子君） 今までの8市町の焼却炉、いわゆるストーカ炉とか、それぞれの8市町で違うと思うのですけれども、そうしますと当然そこに持ち込むごみの種類も違ってくると思うのです。ただ、今確認したところ、盛岡の中心に、そのごみ焼却施設に持ち込むものは燃やせるものということで限定されていますので、そうしますと滝沢・雫石環境組合のシャフト炉は、今まではそのまま持ち込まれていたのですが、例えばプラスチックなんかは持ち込まれないということになるので、これは国の方針でしようがないのですけれども、そうしますとその辺の中継施設とは別に中間の管理施設というものが必要になってくると思うのですが、その辺の説明を受けた覚えがないというか、私が忘れていたかもしれませんが、その辺の説明はいつ頃というか、さっきの中継施設もそうですが、いつ頃やっていたのでしょうか。というのは、トータルで考えなければいけませんので、その辺のことをお願いいたします。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） 今の御質問の中に管理施設と……。

〔「中間施設」の声あり〕

◎事務局主任主査（森田晋君） 中継施設ですね。

〔「はい」の声あり〕

◎事務局主任主査（森田晋君） 中継施設はあくまでもそこに一旦ごみをため置いて、そこに収集したごみを、通常であれば焼却施設に持ち込むわけですが、そうではなく中継施設に一旦集積をして、そこで大型車両に積み替えて、それで焼却施設まで運ぶというようなことになっております。そういうことからいたしまして、持ち込まれるごみが現在の焼却施設の処理方式によって自治体間で異なっているという部分は、それはそれであるわけでありまして、その部分については8市町間での話し合いを経まして、また地域の方々に御説明をして、それを経まして、現在の盛岡市、盛岡地域で受入れしているもの、それが受入れできるごみの条件なのだというふうなことで、これは午前中にお配りいたしまし

た協定の中にも記載していることでもありますので、そういったことでは中継施設を利用する自治体におきましても、そうでない自治体におきましても、焼却施設に持ち込むごみ、これをどこまでだったら持ち込むことができるのかという部分の基準については、これは全く同じというふうにこれまで進めてきているものがあります。

◎10番（日向裕子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 10番日向裕子議員。

◎10番（日向裕子君） またまた私の言い方がちょっとおかしかったみたいで、今聞きたかったのは、中継の施設ではなくて、いわゆる処理施設、中間の処理施設に関して、どのように8市町では解釈したらいいのか。8市町のほうでお金を出さなければいけないのか。あともう一つ、中継の施設に関してはどのような配分をお考えなのかお尋ねいたします。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） 整理して御説明できるか、ちょっと自信がないところがありますが、まず中継施設は、これは管理運営については全て盛岡広域環境組合で一括するということになっております。したがって、これに係る費用につきましては、各市町で規約に定めております負担割合によって負担し合うということでもあります。

そしてもう一つ、焼却以外の中間処理施設のことでもあります。こちらについては、これは県央ブロックごみ処理体制検討協議会、令和6年7月に開催されておるわけですが、この中で焼却以外の中間処理に係る施設については、盛岡広域環境組合の共同処理事務とはしないということにさせていただいております。おおむね今の枠組みで処理をしていただくというようなことが基本かなと思っております。若干組替えも想定はされるわけでもありますけれども、ということでもありますので、組合事業ではございませんので、負担についてはそれぞれの関係する自治体間で負担していただくということになってまいります。

◎10番（日向裕子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 10番日向裕子議員。

◎10番（日向裕子君） 確かにそのとおりなのですが、言いたかったのは、本来

は広域化を図ることによって費用の削減、それを図らなければいけないと思っていたのですが、滝沢・雫石環境組合みたいに新たな中間……粗大ごみとか、その辺の処理施設を造るとなると、新たに別の費用がかかるので、その辺のところを、それは各市町で考えてほしいとおっしゃることなのでしょうけれども、では果たして広域のごみ処理施設が本当にコスト削減になるのかどうか、その辺まで言えば、難しい問題ですけれども、その辺のところを我々市町は考えなければいけないなと思いますが、その辺のところの御見解をお尋ねいたします。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） お答え申し上げます。

焼却以外の中間処理の体制をどのようにするかということも検討協議会、8市町間で様々な議論があったのは確かであります。一足飛びに共同処理に持っていきけるものなのか、それともやはり共同処理ではなくて、これまでの経緯、経過なども踏まえて、現在の体制を継続するべきなのかどうかといったようなところが、大きく分けて考えれば、そのようなことであります。

また、不燃系、資源などについては、市町間、地域間で分別区分がかなり違っているという部分もあります。これを共同処理とするとなった場合に、またそれをどのように合わせていくのかということも課題になってくるということもございます。そういったことを踏まえた上で、8市町の共同処理とするのではなくて、先ほどの繰り返しになりますが、その中でやっていこうというようなことは、これは8市町の中で合意した事項ということでもあります。もちろん選択する処理体制によっては、それぞれの市町の経費に差が生じてくるというのは、それも事実でありますけれども、そういったようなことを様々検討、検証した上で、そのような結論に至ったということでもあります。

これは、まずはそのようにしようということでもあります。これが未来永劫といいますか、将来的に今の体制をそのまま継続するということを決めたということではないのかなと思っておりますが、まずは現在の枠組みを中心にした処理体制をしっかりと整えて、地域の皆さんの利便性などを考慮しながら適正処理体制を確立していくという方向を選択したと、そういうことだろうと、振り返って思っているところでございます。

◎議長（村田芳三君） 以上で日向裕子議員の質問を終わります。

次に、9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 通告に従い、3点について伺います。

1つ目は、新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会についてです。先ほど全協の中で若干説明はあったのですが、この委員会は、私の認識では昨年9月、11月、今年に入って3月に開催されるというスケジュールを確認していたところです。これらの開催スケジュールで進んでいないと捉えております。その理由と今後の予定について伺います。

2つ目です。先ほどの日向議員の質問と多少関連しますが、2つ目は最終処分場についてです。この件は、8市町の協定上、組合の事務分掌ではないのは理解しておりますが、これまでの答弁の観点、トータルの観点から伺います。

最終処分体制に係る基本方針では、最終処分場の共同設置について引き続き検討しております。しかし、協定書の考え方、焼却施設の立地、さらには比較評価の結果を踏まえると、8市町で最終処分場を共同設置することが現実的に成立する可能性はどれぐらいあると考えているのか、1点目伺います。

2点目として、仮に現時点で成立する見通しが立たないのであれば、引き続き検討という方針は、結論を先送りしているようにも捉えられます。いつまでに、どのような条件を整えば、この検討に結論を出すのかについて伺います。

3項目めです。これも関連しますが、トータルコストの検討についてです。最終処分体制に係る基本方針での比較評価では、新たな焼却施設から排出された焼却残さ等の処理は、当面の既存処分場の利用と民間委託による方向性のほうが新たな最終処分場の建設より、コストや環境的な比較評価が高いとなっています。

このことから、この比較資料を基に、専門家である新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会に資料提供し、トータルコストを勘案し判断してもらうべきと考えますが、先ほど否定的な答弁がありましたけれども、その見解を改めて伺います。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 藤原治議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、8市町の最終処分場の共同設置についてであります。最終処分体制

については、令和7年7月の県央ブロックごみ処理体制検討協議会で定めた最終処分体制に係る基本方針において、民間委託処理の手法の活用についても検討しながら、新たな最終処分場の共同での設置について、引き続き検討を進めるとしているものでありまして、最終処分場の共同設置の可能性は、費用対効果の測定、整備予定地の考察、代替手法の検討などを経て明らかにしていく必要があると考えております。

最終処分体制の検討についての結論が整う条件につきましては、検討協議会の規約において、会議の議事は原則全会一致により決するとしておりますことから、同協議会を組織する盛岡広域8市町及び関係一部事務組合において、適正な廃棄物処理体制が確保され、効率的な処理体制であることが認められるなど、圏域の最終処分体制として最適であるとの意見が一致することが条件となるものと考えておりまして、早期に結論が得られますよう、引き続き協議を行ってまいります。

次に、最終処分体制に係る基本方針の資料を事業者選定委員会に提供し、トータルコストを勘案し判断してもらうことについてであります。基本方針では、圏域における最終処分体制について、引き続き協議を進めることとしておりまして、このような状況で新たなごみ焼却施設の整備運営事業者の選定だけでなく、最終処分体制に要する経費を含めたトータルコストを判断してもらうために、事業者選定委員会に資料を提供することはできないものと考えているものであります。

その他のお尋ねにつきましては、事務局長からお答えを申し上げます。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） 新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会の開催スケジュールについてであります。令和7年7月、10月に2回の委員会を開催してきており、第3回委員会については、現在、令和8年3月以降の開催に向けて調整しているところであります。

当初の予定では、第3回委員会は、令和7年11月の開催を予定しておりましたが、施設規模や事業用地の取得範囲の見直し及び施設整備スケジュールの見直しの検討などに時間を要したことから、開催時期の調整が必要になったものであります。

今後の予定といたしましては、令和9年度の事業者の決定に向けて、計5回の委員会を開催する予定としているものであります。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 何点か再質問させていただきます。

関連するのですが、新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会に、検討した最終処分場に係る資料を提出できないということで、前回同様の答弁がございました。あれほどの資料を作るのに膨大な経費がかかったと思います。内容もかなり多く検討されております。それで、その上で評価をしているわけですよね。それ以上、誰があの中身を評価できるのですか。専門委員会でなければできないのではないですか。その点について伺います。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） お答えいたします。

体制検討協議会の中で定めた基本方針、これは今議員からもお話しいただきましたように、かなり細部にわたる評価が行われたものと、我々もそうっております。

その上におきまして、どの体制を選択することが、それぞれの市町にとって、そして広域8市町にとって適正処理体制、法に定める適正処理責任という部分もございます。それを実行に移行していく上で、どういう体制がいいのかということについては、まだ結論が出ていないということであります。

その体制の選択、決定に当たりましては、いわゆる効率だけで決められるものなのかどうかということもあるのかなと思っております。やはり地域事情でありますとか、様々な方の意見などもお聞きしながら、その上で最も望ましい体制というものを検討していく、そういったようなことも必要ではないかなと思っておりますが、まだそういったようなところまでは至っていないということであります。

そして、その望ましい体制というものが、それが共同処理体制なのか、それともそうではないのかということも含めて考えたときに、今の時点で、その組合の事務として取り扱うことができる状況なのかどうかということも併せて考えなけ

ればいけないのかなというところもございます。

いずれにしても、そういったところを、答弁で申し上げましたように、なるべく早く検討を進めながら結論を見いだしていきたいと、そのように考えていることは確かであります。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 最終処分場に係る基本方針は、共同で設置することを引き続き検討を進めるということなのですが、私は質問にも入れましたけれども、この8市町で新たに処分場を造るという市町があるとは思えない。ここにいらっしゃる管理者の方、副管理者の方々、自分の市町に最終処分場を造るという決意なり腹を持っている首長さんはいらっしゃるのでしょうか。私はかなり難しいと思います。仮に私の市のほうにその話を首長が決めて持ってくるとしたら、かなりの議論があって、賛成を問うのは、議員だけでなく、住民のほうからもかなり来ると思います。そういう腹を持っているのか、それをいつまでに結論を出そうとしているのか。私は結論が出ないと思います、このままでは。そう思うのですが、いかがですか。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） お答えをいたします。

新たに最終処分場を整備するとなれば、当然これは地域の皆さんの御理解がなければできないことでもあります。今進めている焼却施設も全く同様でありまして、御理解をいただくまでに相当時間がかかったということは言うまでもないところでありますけれども、これが最終処分場ということになれば、やはり同じような工程をたどっていかなければならないのだろうとは考えております。それを広域で整備する場合も、それぞれの市町が単独で整備する場合も、これは基本的には留意すべき点は同じなのかなと思っております。

ただ、広域となれば、やはり住民の意見というのは単独の場合とは違うということも焼却施設の経験を通して事実であると思いますので、そういったようなこともありますが、先ほども申し上げましたとおり、いずれどのような方針というのがそれぞれの自治体にとって、また広域といいますか、圏域全体にとって適正

処理を確実に行え得る方法なのかということ、これはまた今後の検討の中で明らかにしていかなければならないと思っております。ですので、住民の理解ということだけではありませんが、これはすごく大事なことであります。それを踏まえてどのような体制がいいのかということ、やっぱりそれは8市町で真剣に考えていかなければならないことだと、そのように考えております。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 先ほど質問で失礼なことを申し上げたかもしれませんが、結論的にこの体制の中で評価が高いのは、民間に委託すると。一部資源化のやつもありますけれども、今の既存の最終処分場を利用しながら延命化を図るかどうかで、なくなったら全て民間にやるというのがストーカ炉でも溶融炉でも一番評価が高いわけです。そのように評価している方針を、せっかくなつくた方針を、誰が改めて検討できるのですか。それをいつまでにしようとしているのか、もう一回伺います。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） 方向づけをしていくには相当なフェーズがあるだろうということ、そこは共有できているかと思えますけれども、ただそれを踏まえていつまでにということになってきますと、その一つ一つの課題を整理していくためにどのぐらいの時間がかかるというのは、これは不測でありまして、それはある程度ロードマップは示させていただくことにはなりますけれども、それが確実に成し得るものなのかどうなのかということのところまでは、やりながらいろいろ軌道修正していく部分も出てくるのかなと思っております。

いずれ、繰り返しで大変申し訳ないのですが、8市町にとって、圏域にとって適正処理体制に移行する方法というのは、それはどのような方法があるかといったことを本当に真剣に議論しながら、望ましい体制というものを検討していくべきだろうと、そういうふうを考えているものであります。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 先ほどの前議員の一般質問の中で、8年の9月頃までに選

定委員会のほうに諮っていきたいということで、この最終処分の体制について並行してやっていくという答弁がありました。並行してやっていくと、それに合わせてやっていくというふうに私は理解するとすれば、それまでに一定の方向性を出すべきではないかと思うのです。でないと、トータル的な考え方が生まれません。これまでの答弁のようにトータルで考えるというのであれば、その結論がしっかり出るまで発注のほうを見合わせるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） トータルコストで考えていくということにそぐわないのではないかと御質問でございますけれども、いずれ最終処分体制につきましては、まだ8市町間で決定合意、同意に至っておりません。現在組合のほう、あるいは各市町の環境部門のところ、自分たちはどういう意向をお持ちなのかというあたりのアンケートを取ったり、状況についての把握をしているというところでございます。そういう中で、自分たちのところで我こそはというところがあるのかどうなのかというところもあるわけでございますし、あとはごみ焼却施設を設けた地域における負担の公平性という考えも約束事の中で触れられているところでございます。ということも考えると、いずれ最終処分までを含めた焼却施設の処理方式の選考というのはなかなか現実的には難しいのかなと感じるところでございます。

ただ、焼却施設から排出される残さとかにつきましては最終処分体制に影響するというのは御承知のとおりでございますし、いずれトータルコストにも影響するものだという事であるかと思えます。この点からも焼却施設の事業者選定の評価項目に発生量について、そして費用にどのような影響を及ぼすかというところについては、やはり評価されるべきものと認識しておるところでございます。

いずれ具体につきましては、そこも含めて事業者選定委員会のほうで協議されていくというような状況であるものでございます。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 今選定委員会がこういう評価にも値するような答弁になっ

たと思うのですが、どのような形で選定委員会のほうに諮るおつもりなのか、全く諮られないのか。

先ほど全協で資料1、2ということで、ストーカ炉と熔融炉の部分もそれぞれ初めて資料が出たわけですが、この点の数字的な精査は、先ほどもらったばかりなので、しっかりとできませんけれども、少なくともストーカ炉の費用と、熔融炉の資料を見た限りでは、処分委託費、先ほど本会議で聞いてもいいということだったので、若干関連しますので聞きますけれども、焼却灰の処分委託77億円という数字と、熔融炉のほうの20億円という焼却飛灰の処分委託費というのはどこから来ているか。先ほど処分体制の資料と見比べましたが、評価の高いところの費用額ではないのですよね。そういった重要な資料が先ほど出てきて、関連するのですけれども、こういったものは、この資料は選定委員会に諮られるのですか。その資料の根拠等も諮るかどうか、再度伺います。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） お答えいたします。

事業者選定委員会のほうには、いずれ事業費はこのくらいになるというところはお話をするようになるわけですが、ただ、この資料に表示している金額、事業費をそのまま出すということではなくて、もう一度メーカーアンケートを実施する予定としております。そうすることによって、より直近のデータに基づく試算ができるのかなということでもあります。

なお、先ほどお話の中で灰の委託処理にかかる経費がということでありました。ストーカ方式の場合ですと、焼却量に対して主灰が7%ほど、あとは飛灰が3%ほどということで排出されるという見込で試算しておりますし、また熔融炉方式の場合ですと、熔融飛灰として焼却量に対して、細かいですが3.7%というふうに排出係数を掛けて発生量を試算し、それに単価を乗じて、それぞれの委託料を試算しているということになっておりますので、そういうところではストーカ、熔融、それぞれの特徴を踏まえた試算になっているのかなと存じておるところであります。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 数字の細かいところは、今やると時間がなくなるので言いませんが、それぞれの体制方針、処分体制に係る資料からすると、ストーカ炉の処分の、これは20年間ですが、多分15年間で20分の15にすれば数字が出るのかもしれないけれども、熔融炉のほうは27億円が20億円になっています。ところが、ストーカ炉の一番評価の高いところは134億円の費用が、こっちでは77億円になっているのです。4分の3を掛けたとしても、あまりにも差があつて、この数字はどこから来ているのかということが疑問です。ただ、今もらったばかりで、ちゃんと精査できませんけれども、この後もう一人議員が質問しますけれども、こういった資料というのは、今出されて審議してくださいと。先ほど盛岡の議員からも最後に意見もありましたけれども、しっかり出してほしいと思います。その件は質問とはしません。

最初に戻りますけれども、最終処分に係る部分は、いずれトータルコストに重要な関連がする。それは処分体制の資料にもあるように、これは何度も言っていますけれども、主灰、飛灰、不燃残さのトータルがストーカ炉と熔融炉では量が、資料によれば2倍違って、コストでは5倍違うのですよね。先ほど言ったように、134億円、20年ですけれども、そして熔融炉の場合は27億円、5倍違います。環境負担も1万2,415トン。CO₂です、20年。熔融のほうは1,137トンです。11倍違うわけです。そういった形式によって、それぐらいの差があるという資料がちゃんと出ているのに、それを加味しないで施設だけを先行するというのは到底私には理解できません。そのつもりでいいのですか。再度伺います。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） 御指摘いただきましてありがとうございます。まさにそういったようなところというのは、これから最終処分体制を8市町の中で、体制検討協議会の中で検討していく上においては非常に大きな視点になってくるというのは、それはそのとおりだろうと受け止めさせていただきます。

その上で実現可能なものなのかどうなのかということも、それは検討しなければなりません。また、最終処分場を持たずに全て委託にしてしまうというふうなことが、それが自治体としての処理責任の実行、履行につながるのかなということも、余計なことかもしれませんが、そういうようなことも併せて考えた上で、

それで最適な体制というようなものを、まずは8市町が納得するような形にしなければいけませんし、その上で、もしかしたら整備するとなれば、地域の皆様にもきちんと丁寧に説明して御理解、御協力をいただくということも必要にはなってくるのかなと思っております。

まだその辺をどういう方向に持っていくかというのは、やはり8市町で真剣に議論し、協議していく必要があると思っておりますので、まずそれを進めていきたいと思っておりますのでございます。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 私、この組合議員になって3年目になりましたが、出だしからそのことは一般質問で申し上げていました。まさに今森田さんが答弁されたように、本当に他県というか、民間委託していいのかという議論も絶対あると思います。やっぱり広域で責任を持って最終処分場を造るべきだという正論もあると思います。ただし、さきに言ったように、今の検討事項、これは前からずっと言っているにもかかわらず、3年たっても変わりません。結論からすると。検討し直すになっています。これは絶対私は悲観的な言い方で大変管理者さんたちには申し訳ないのだけれども、なかなか難しい問題で、結論は早々出せないだろうなどは思うのですが、先行して選考委員会を進めていくのであれば、何とかしてその方針を秋までにつくるべきではないですか。そのスケジュールに合わせるべきではないですか。この辺について、やはり管理者の内館市長に私は再度答弁をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） まずはたくさんの御意見、質問、本当にありがとうございます。それぞれの8市町には考え方があり、いろんな事情があり、私も盛岡市長ではありますが、管理者としてとにかく8市町皆さんで全会一致でいい方向に考えていけるようにと、ただそれだけを考えております。参考にさせていただきたいと思っております。

◎議長（村田芳三君） 以上で藤原治議員の質問を終わります。

次に、8番柳橋好子議員。

◎8番（柳橋好子君） 議席番号8番、滝沢市議会の柳橋好子です。私は、さきの日向議員、藤原議員の質問を踏まえてというよりも、もっと基本的なことを質問させていただきます。

この広域環境組合議会における情報提供の在り方についてです。現在まで一般市民に対する広報として、「盛岡広域環境組合ニュース」が2回出されていますが、これだけでは市民に理解してもらうのは非常に困難だと思います。一般市民への広報紙を増やすべきではないかと考えますが、そのお考えがあるか伺います。

それ以上に、我々組合議員に対しての情報提供が少な過ぎます。例えばですが、トータルコストに関連する8市町での協議会で作成した「県央ブロック一般廃棄物最終処分体制に係る基本方針」を探したのですが、その情報提供の在り方や選定委員会の進捗状況などの情報に、なかなかたどり着けませんでした。提示されているとしても、その場所などを示されないと、探すのに非常に苦労します。これでは組合議員としての役割を果たすことができないのではないかと非常に悩みます。このようなことについてのお考えをお伺いいたします。

◎管理者（内舘茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内舘管理者。

◎管理者（内舘茂君） 柳橋好子議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、市民への広報についてであります。当組合では広報紙を年1回発行して、組合構成8市町の全戸にお配りをし、ごみ処理広域化の経緯や施設整備事業の進捗状況、住民の皆様からの御質問に対する回答などを掲載してお知らせをしておりますほか、当組合及び各構成市町の公式ホームページにもこれらの情報を掲載するなど周知に努めてきております。

広報を増やすことは、きめ細やかな情報提供を行うための有効な手段でありまして、また他の施設整備事例においては、事業者が施設整備の進捗状況などをホームページで公開をして情報提供に取り組む例もありますことから、そのような情報発信についても検討を進めてまいります。

次に、議員に対する情報提供の在り方につきましては、県央ブロックごみ処理体制検討協議会が令和7年7月に取りまとめました最終処分体制に係る基本方針については、同協議会の事務局を所管しております本組合の公式ホームページに掲載をしております。また新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会に関する

情報については、委員会条例等の規定に基づく情報公開を公式ホームページに掲載して行なうなどの情報提供に努めてきているものであります。

今後におきましても、公式ホームページへの掲載の仕方を含め、必要な情報の適切な提供に努めてまいります。

◎8番（柳橋好子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 8番柳橋好子議員。

◎8番（柳橋好子君） 確かに組合ニュースは出されていますが、一般の人たちからは何も知らされていないと。私たちは何も知らないから、どこまで進んでいるのか、どうなるのかと、本当によく聞かれます。広報が少な過ぎるからでして、ホームページで公開するだけでは、本当に伝わらないと思います。

それ以上に、私たち議員に対する情報の提示ですが、御答弁ではホームページに掲載されていると確かにおっしゃいましたけれども、大事なことを知りたくても、ホームページの膨大な量、どこを探せばいいのか、私には非常に苦勞です。ホームページの、そのところにたどり着くまでに結構な時間と労力を要します。その結果、何も知らせられないままというか、何も知らないまま定例会に臨むことになってしまうことが多々あります。定例会前に大事なことは資料として提示する、全てそこにあるぞという場所を知らせておくべきではないかと思うのですが、その点をお伺いいたします。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） ホームページ等での情報提供が行き届いていないのではないかという御指摘でございました。本当にそのような状況にあるということにつきましては、非常に配慮が足りなかったなということで、大変申し訳ないと思っていますところでございます。

いずれホームページが分かりづらいというような御指摘でもございましたので、これからはホームページの更新のたびにとか、そういうタイミングを見て、プッシュ型といいますか、こちらからこういう点についてここに掲載していますよ、というようなものを分かるような形で提供する方法を考えてみたいと思っております。そうすることによってホームページの目的の情報に行きやすくするというのがまず1つと、あとできればメールとかのやり取りの中で、アドレスのほうを

掲示させていただくというようなことも考えたいと考えてございます。

いずれにしても、情報の伝達が遅いと言われるのが何よりも致命的だと感じておりますので、その部分は十分反省いたしまして、適切な時期、適切なタイミングでの情報提供というものに努めてまいりたいと考えてございます。

◎8番（柳橋好子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 8番柳橋好子議員。

◎8番（柳橋好子君） 私たちは非常に重要なことを議決しなければいけない立場だと認識しております。しかしながら、年にたった2回しかない定例会では、限られた時間で一般質問するか、聞くだけで手いっぱいです。先ほどもほかの議員からもありましたけれども、資料を提示されて説明を受けても、その場で聞いても理解するには時間が足りないのです。

さきの全員協議会で盛岡の議員さんからも意見が出ましたけれども、全員協議会で共通理解できるように資料を提供していただいて、議員それぞれが情報を共有して、しっかりと質問したり議論できるような体制というか、もっと時間をつくるべきと考えますが、その御認識はあるのかどうか、お伺いいたします。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） その場で資料を提供するという、直前の資料提供になってしまったことについては、重ね重ねおわび申し上げます。

いずれ時間が足りないという御指摘でございますので、まず全員協議会のタイムスケジュールの取り方も含めて、あとは資料提供のタイミング、こちらにつきましても検討させていただきたいと考えてございますので、よろしく願います。

◎議長（村田芳三君） 以上で柳橋好子議員の質問を終わります。

次に、20番小川文字議員。

◎20番（小川文字君） 20番小川文字でございます。質問を始めます。

質問項目は、さらなる施設規模の縮減についてお伺いをいたします。

1点目は、ごみの資源化の取組は、小規模でも可能であると考えますが、取組についての考えをお伺いします。先ほど来、議論もされておりますが、今回全協で施設規模がさらに縮小された案が出されました。私もさらに望んでいるところではあ

りますけれども、7年6月に日量378トンが、今回示された2月のものでは357トンに約20トンぐらいがまず減量という縮減の案が出されましたので、これは基本計画の中でも、この施設整備基本計画の策定時にも、さらなる施設規模の見直しについては検討を進めるということに基づくものであるということでありまして、ということは今後の施設規模の縮小、見直しについては引き続き行われるべきものであるという認識の下で、私も質問をいたします。

私、今回、何としてもこれは大きな問題で、自分が議員になったときにはもうできることに決まっていたので、さて、私ができることは何かと考えたときに、縮小しかないだろうという考えの下、縮小で質問しておりますけれども、やっぱり縮小させていくことしか、今の自分ではちょっと考えられないような非常に苦しい状況にあります。

そういう中でも、やっぱり地球温暖化は着々と人類に影響を及ぼしておりますし、二酸化炭素の排出を削減していくということは喫緊の課題であります。また、財政的にも、どこの市町村も大変苦しい財政をしておりますので、縮小していくことは、財政の負担を少しでも軽減するという上で非常に重要な課題であると捉えますことから、この縮小については今後もやっぱり継続して取り組まれるべき重要な課題であると認識しております。

そこで今回、私がいつものように申し上げておりますように、何とか燃えるごみの中から生ごみを資源化できないかということで、以前にも申し述べましたけれども、盛岡市の学校給食、これを紫波の施設で堆肥化できないかということをお願いしたことがあります。なかなか市民の理解が難しいということでありましたけれども、学校給食に限れば、それは可能ではないかということをお願いしました。

今回は、札幌市の例を少し御紹介したいと思ったのです。札幌市教育委員会では、平成18年から小中学校の学校給食の残菜とか、それから調理の際に出る野菜くず等を堆肥化して、そしてできた堆肥で農家の皆さんに野菜等を作っていたら、それを学校給食に提供しているということで、フードロス、そういう問題だけではなく、いわゆるフードリサイクルという考え方で、食育や環境教育に取り組んでいるということで成果を上げているということが報道されております。子供たちは食べ物大切さを一層認識をして、食べ残しが少なくなったという効

果も出ている。そしてまた、子供たちが学校の中の学校菜園で、その堆肥を使って自分たちで野菜を育てたりしているということが報告されておりますけれども、札幌市の教育委員会だけでこの事業をまずやっているわけで、ある意味、小規模でもこれは可能なのだなということを教えてくれた事例であります。札幌市は100万都市で、大きな市であります、もともと札幌市には堆肥化をする公社があって、そこには618事業所が残飯等の生ごみを排出しているということで、中でも学校給食が一番多くて、次にデパートとか飲食店とか、そういうところも出しているという説明がなされておりますけれども、あの大きな市でも堆肥化をやっている、そして個々の小さな教育委員会等でもそれに参加をしているということでありますので、旧紫波郡は大変大きな施設を持っておりますけれども、例えば隣接する、あまり距離が遠くない盛岡市あるいは雫石町等、隣接する距離の少ないところの学校給食等を紫波郡に運ぶことは十分可能ではないかと考えますことから、そういう考えについて伺いたいと思います。

2番目の質問させていただきます。2番目については、さらなる施設規模の縮減に向けて、焼却施設の1日の稼働時間はどの程度か、根拠を併せて伺います。さらなる稼働日数の増加に取り組めないか。稼働日数が増加すれば、日数を多くすれば施設規模を小さくできるという考え方でございます。

3番目としては、リサイクル率向上には住民の理解が大変重要であります。組合としても、子供たちから標語を募集してポスター掲示するなど、子供たちを巻き込んだような住民の啓発を図る、周知していく、こういう努力がさらに必要なのではないかということと併せて質問いたします。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 小川文子議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、ごみの資源化の取組についてであります。議員からお話のありました札幌市の小学校の取組は、学校給食の調理くずや残食のリサイクルとともに、食育や環境学習を通じて、フードロスと資源循環を一体的に学習する取組であると捉えております。

盛岡広域8市町におきましては、県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定に基づき、現在構成市町が実施をしております分別収集、資源化の取組は、

新ごみ焼却施設の稼働後も原則として継続することとしており、本組合といたしましても、構成市町との間で資源化の取組などの情報を共有して、圏域における資源化の推進に寄与してまいりたいと考えております。

その他のお尋ねにつきましては、事務局長からお答えを申し上げます。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） 新ごみ焼却施設の稼働日数や稼働時間についてですが、稼働日数については、令和6年に国が示した循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模に関する通知に基づき、年間290日稼働とし、残りの75日は補修点検等のための停止日数としているものであります。

また、1日の稼働時間については、令和9年5月に国から示されたごみ処理の広域化計画についての通知に基づき、日処理量100トン以上の焼却能力の全連続式ごみ焼却施設として、24時間連続稼働としているものであります。

なお、稼働日数の増加につきましては、災害廃棄物の焼却処理が必要となるなどの事態が生じた際は、年間稼働日数を増やすことで対応してまいりたいと考えております。

子供たちから標語を募集し、ポスター掲示を行うことにつきましては、一般廃棄物処理基本計画において、住民のごみ減量、リサイクルへの関心を高め、取組を行う動機づけを図ることや、構成市町と連携してごみ処理の現状及び課題の広報、周知に努めることなどを位置づけておりますことから、各市町と連携し、標語の募集やポスター掲示についても検討しながら、環境学習に取り組んでまいります。

◎20番（小川文子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 20番小川文子議員。

◎20番（小川文子君） それでは、再質問をお伺いいたします。

先ほどの全協で示されましたけれども、日処理量も減りました。そして、一方で施設の整備費が示されましたけれども、当初は1トン当たりの施設の経費は5,000万円でしたけれども、昨年では約1億円で、今回示されたのが1億3,800万円ということで、1トン当たりのごみの処理経費がかなり大きく増加をしていて、これらは物価高騰あるいは労務費の増加によるものだというものであります。

そして、減量したことは、令和6年度のごみの排出量がはっきりしたということ、近年のごみの減量のいろんな影響等を加味して357トンに決めたということでありまして、これを今後事業者を選定するときの協定の発注書に添えるという説明を受けたばかりでありますけれども、その点についてもう少しお伺いをしたいと思います。

いずれ今回発注書の段階では357トンで出すということですが、これからもますますごみの減量はなされていくと思います。住民の周知が進み、そして人口も減少していきますし、それは自然でもありますし、いずれ増えるというよりは、今後は減る方向に行くだろうと思いますけれども、今回はそういう見直しがありましたけれども、発注以降にはどのような見直しをされるかについてお聞きをしたいと思います。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原参事兼施設課長。

◎参事兼施設課長（藤原司君） お答えします。

357トンについては、今後減少はしていくわけですが、計画期間の中で一番最大の部分を357トンとして発注をしていくというところでありまして。それ以降については、いずれ減っていくということなのですが、最大のところの能力が発注段階では必要ということから、357トンで設定しているというところを考えているものであります。

◎20番（小川文子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 20番小川文子議員。

◎20番（小川文子君） 次の質問ですが、この事業はPFIで行われることになっておりますことから、発注、契約をした事業者は、今後は決定された予算の範囲の中で考えていくことになるかと思っております。物価上昇がさらに進んだり、労務費がさらに上がった場合には、PFIの限度額を超えることはできませんので、事業者の段階で設計変更するなりして、その費用のつじつま合わせをするということになるかと思っておりますが、そうなってまいりますと議会としての関与というものが、そこには発生しないのではないかと危惧もしますが、その判断について伺います。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原参事兼施設課長。

◎参事兼施設課長（藤原司君） お答えします。

今議員おっしゃったのは、P F Iということでお聞きしましたけれども、我々のほうで考えている発注方式についてはDBOといいます。P F Iですと民間の資金で運営になるのですけれども、DBOについては組合の資金を基に事業者が運営をする形になります。まずそのところをお願いします。

今後の物価等々についての話がありましたけれども、まずは一旦入札があって、その応札した額で事業を進めていくということになります。ただ一方、その中で、例えば急激な社会情勢とか、そういった何か変化があれば、一定の見直しというもの中にはあるのかなということで捉えておりますけれども、まずは入札になった額で20年なり、一定期間進めるということであります。

◎20番（小川文子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 20番小川文子議員。

◎20番（小川文子君） 大きな事業でありますので、やはり常に見直しをするという、社会情勢、ごみの排出量を勘案しながら、財政的な問題、そういうことも加味しながら、今後引き続きこの見直しをしっかりとしていくという認識を共有したいと思います。

その上に立って、やはり8市町で今後これをどうしていくのかということを実際に真剣に考えていかないと、中途半端な議論のままに、先ほども指摘がありましたけれども、この1,000億を超えるような事業を進めることは、非常に私も、自分も無責任なような気がしているのです、自分自身がですね。ですから、本当にこれは慎重に皆さんで議論をして、私たちも議会としての責任を果たしていかなければならないし、組合の自治体の皆さんもそういう覚悟でやっていただいて、お互いが本当に将来の子供たちに禍根を残さないような方向でやっていかなければならないという、その決意を含めて最後の質問としたいと思います。その考えについてだけお伺いをします。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） ありがとうございます。私どもも、そういう今議員がおっしゃったことについては共通認識だと捉えてございます。

いずれ将来世代に過度な財政負担を残さず、安心して暮らせる環境、そして持続可能な社会、これを引き継いでいくことが最大の責務だと考えております。そのためにも、引き続き各種計画あるいは住民の方への御説明も含めて、御理解をいただきながら事業を着実に進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

◎議長（村田芳三君） 以上で小川文子議員の質問を終わります。

次に、18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） それでは、まず最初に、この項目ですが、私が通告した項目ではないような気がしたのですけれども、私の通告の項目は、「ごみ処理施設整備基本計画について」だったと思うのですけれども、もし私が間違っていたら訂正させていただきます。質問項目の大きいところは、「ごみ処理施設整備基本計画について」でございます。

その中で、1番目の質問ですけれども、余熱活用の検討についてお伺いします。余熱利用施設に係る地域住民との協議の状況をまずは伺います。

2点目に、ふれあいパーク構想は盛岡市、余熱利用施設は組合の管轄ですが、これがきちんと区分されているかどうかを伺います。

3点目、将来ごみ排出量の推計では、可燃ごみの量は減少していきませんが、推定値で試算した場合の令和15年の総発電電力量はどうなるのでしょうか。

4点目、長期的に考えると、可燃ごみを当てにした余熱利用施設の設置や維持管理には費用負担が生じるのではないのでしょうかについてお伺いします。

大きな2点目です。災害対応の検討についてお伺いします。地域住民からの意見に、地域の防災拠点が望まれています。県及び盛岡市との防災計画とはどうなっているかをお伺いします。また、施設建設において設置する防災機能は組合が行い、構成市町で負担するものなのかを伺います。

◎管理者（内舘茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内舘管理者。

◎管理者（内舘茂君） 及川ひとみ議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、余熱利用施設に係る地域住民との協議の状況についてであります。令和3年度から4年度にかけて開催をした「廃棄物エネルギー利活用・環境対策等懇話会」において、廃棄物エネルギーを利活用したまちづくり等について、整

備予定地周辺の地域住民の皆さんと意見交換を行い、廃棄物エネルギーを利活用し、健康づくりやリフレッシュに資する地域振興施設により、健康寿命の延伸やにぎわいの創出を目指すことなど4つの将来像をまとめておりまして、引き続きエネルギー利活用に関する協議を進めていくこととしているものであります。今後におきましても、施設の整備及び運営に関する構想の策定に向けて、地域住民との話し合いを重ねてまいります。

次に、地域の防災拠点に係る県及び盛岡市の防災計画につきましては、「岩手県地域防災計画」は、県の全域における総合的かつ広域的な視点からの防災対策について定められているものでありまして、地域における防災対策や住民避難対策などは、市町村の地域防災計画において定められ、新ごみ焼却施設周辺地域については、盛岡市地域防災計画において、土淵小中学校、土淵地区活動センター及び土淵児童センターが指定避難場所として定められております。

また、新ごみ焼却施設において設置をする防災機能につきましては、「盛岡広域環境組合ごみ処理施設整備基本計画」の施設整備に係る基本方針において、防災や環境学習拠点などの付加価値に優れた施設を掲げておりまして、整備仕様として、震度7相当に耐え得る耐震安全性を持つ施設とすること、研修室等を地域住民の一時的な避難スペースとすること、災害備蓄倉庫を設置することなど、災害時等における緊急対応に係る要件を定めることを検討しているものでありまして、これらに要する費用については、盛岡広域環境組合規約に基づき、組合構成市町において負担をするものであります。

その他のお尋ねにつきましては、事務局長からお答えを申し上げます。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） ふれあいパーク構想と余熱利用施設の区分についてありますが、余熱利用施設に関することは、盛岡広域環境組合規約において組合の事務としてありますが、ふれあいパーク構想は、新ごみ処理施設整備予定地の西側のエリアの利活用について、地域住民から盛岡市に要望がなされているものであり、ふれあいパーク構想と余熱利用施設については、それぞれに管轄が区分されているものであります。

次に、総発電電力量につきましては、発電能力はごみ量やごみ質が低下した場

合においても発電が最大となるよう設定された要求水準に基づき、プラントメーカーの提案を評価し決定するものであり、当組合においては事業者選定手続に向けて仕様等の検討を進めているところでもありますことから、現時点で令和15年の総発電電力量を具体的に推計することは困難と考えております。

次に、長期的には可燃ごみを当てにした余熱利用施設の設置や維持管理には費用負担が生じるのではないかにつきましては、新ごみ焼却施設で発生する余熱は、新ごみ処理施設内と、余熱利用施設等で利活用するものであり、新ごみ処理施設の整備運営に係る要求水準において、「余熱利用施設で必要となる熱エネルギーは、焼却処理量の変動にかかわらず、安定的に供給されることを定めること」等が想定され、焼却処理量が減少した場合であっても、費用負担の変動は生じないものと捉えております。

◎18番（及川ひとみ君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） まず、余熱活用の検討についてというのが基本計画の中にありました。これは438トンのときの推定なのかというのはちょっと分からないのですけれども、お金をかけてごみ処理施設整備基本計画をつくったわけですが、先ほど来出ていますけれども、処理能力の変更とか、それによって、この資料編もあるわけですが、そういったものは変わってこないのでしょうか。何か変更になります、変更になりますと言われますけれども、この立派な製本になったものが基本になって、さっき説明にありましたけれども、これが基になって整備運営に係る要求水準書、発注仕様書作成の基礎資料とするというのに、どんどん変わっていくというところで、もう少し慎重につくるべきではなかったのかなと。正誤表みたいに変わっていくわけでもないですし、その点のところはちょっと気になりましたので、その点まず最初にお聞きしたいなと思います。その点が1点と。

住民との協議によって決めていくということは、この基本計画の中にも、地域の協議の結果も踏まえて入れていくのだということで、全協の説明では、その地域住民というよりは、地区代表の方と協議をしたというようなことがありましたけれども、そういった流れもちょっと見えませんでしたし、3月に出てくる基本構想というのは、余熱利用計画、余熱利用施設の方向性が出されるものであれ

ば、3月に出るということであれば、今ここで少し説明をいただければと思います。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原参事兼施設課長。

◎参事兼施設課長（藤原司君） お答えをします。

まずは、施設規模についても、この間438とか、378トン、今回357で示させていただきましたけれども、まずは施設整備基本計画をつくっている段階でも見直しを重ねてきたというところで、施設整備基本計画のページの頭のほうでしたけれども、そこについては一応注意書きはしているというところであります。

施設整備の発注に当たっては、最終的にはこれから入札でお示しする入札説明書なり仕様書なり要求水準で示していく部分になりますので、その部分で決定をしていくというところであります。その間の修正については、現段階といたしますか、特段計画書の修正ということでは考えてはいないというところであります。

あとは、余熱の進め方のところかなと思いますけれども、いずれ施設整備をする予定地の地元が、やはり協議する中心になろうかなということと考えておりますので、令和3年、4年度から地域の人たちと懇話会を開いて、方向性を考えてきたというところでありますし、今回についても基本構想の策定の中で地元の方々と協議はしているところでありまして、方向性とすれば、施設に求めるコンセプト的なところをまずは地元と話をしているというところでありますけれども、中身とすれば、先ほどの答弁にもありましたように、にぎわいの創出の関係、基本的には温浴の機能を持った何か施設なのかなというところで、健康増進に関わる部分、あとは地域交流というにぎわいの部分ということ考えているというところであります。これらを具体的にまとめる今作業をしております、最終的には3月の末に策定をするということ考えているところであります。

◎18番（及川ひとみ君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） ちょっと今構想のところが見えてきたのですけれども、通告を出したときにこの変更があるというのが分からなくて、ごみ処理施設の施設整備地というか、そのほかに私は廃棄物エネルギーの余熱活用の施設を新たに設けるのではないかと考えていたので、それでまちづくり懇話会ですか、その

方たちもそこら辺を期待しているように、何か懇談会の議事録を見たときにあったので、その方向性かと思ったのですけれども、今回の見直し案には、その整備候補地のところのエリアの中に入れるということになっていて、ちょっと、あらっと思ったのですけれども。

そうすると、このことについてもうちょっとお聞きしたいのですけれども、調整池と余熱利用施設と何か同じ敷地に書かれているのですけれども、調整池はきちんとした調整池で、ある程度の面積が必要ではなかったのでしょうか。最初的时候には、そのぐらいの面積を取っていましたが、先ほど温浴施設もあるような構想が言われましたけれども、私は発電とかそういったことで利用できる部分があるのかもしれませんが、お湯とか水ですとか、いろんな経費を考えたときに負担が増すのではないのでしょうかという質問の意味で聞いたのですけれども、盛岡市が多く負担することになっているので、盛岡市の財政負担がすごく大きくなっていくのではないかと。あとそれから、年数たてば故障ということもあって、ゆびあすのような事例もありますし、無理に余熱利用施設をつけなくてもいいのではないかなというところもちょっと感じていたのですけれども、そういったところで負担が増えるのではないかとというのはそういう意味合いだったということと、それから調整池のことについて、2点お伺いしたいと思います。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原参事兼施設課長。

◎参事兼施設課長（藤原司君） お答えします。

調整池の部分についてと、あと余熱利用施設がごみ処理の敷地内といいますか、そこに整備するのかという部分についてお答えしたいと思いますけれども、まずは余熱利用施設については、ごみ処理施設の敷地の中に整備するというところで、施設整備基本計画の段階から考えているものであります。ただ、施設の配置の図面がたしかあったかと思えますけれども、その中には具体的に施設の位置ということでは示しておりませんでした。ただ一方、注釈的なところに余熱利用施設については、その施設の中で考えていくということでは、たしか書いてあったかと思っております。

あと調整池の大きさについてですけれども、基本計画の段階では具体的な調整池の大きさとか面積という部分は、算定は追いついておりませんでした。空き地

の部分に調整池を置いたということでありまして、それ以外の部分についてはコンサルと組合で検討していたものであります。

費用については、今現段階では概算でもまだ算定はしておらないところですが、組合の規約において、余熱利用施設についても設置するというので、規約にうたっておりますので、これは組合で行う事業として考えているところがあります。

費用負担については、議員おっしゃったとおり盛岡市が8割、それ以外が2割の負担ということで考えているものであります。

◎18番（及川ひとみ君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） 盛岡がたくさん負担するからいいということではなくて、やっぱり後々ゆびあすも、つくっている電気だけでは賄えないとか、いろいろな問題があると思いますので、その辺のところ、もう一度、つくるとしたら検討が必要ではないかなと思っているところです。

それから、災害の防災拠点ということで、私はこれの規約を見たときに、規約の中にちょっと防災の形というのは載っていないのではないかなと思っているのですが、規約の第3条のところに、次に掲げる事務を共同処理するというので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げる事務ということで、防災に関してはここにはないのではないかなと思っていたのですが、先ほどの答弁では何か協定にあるとおりのようなことが書かれておりましたが、防災については、私はこの規約外のことではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原参事兼施設課長。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 防災の関連ということではありますが、防災の、ごみ焼却施設での機能ですけれども、こちらは施設整備基本計画の中の施設整備に係る基本方針というのを5つ定めていたわけです。その中に基本方針の計画書で言いますと4番のところなのですけれども、防災や環境学習などの付加価値に優れた施設、これを目指すということで考えておりまして、「地震などの災害時には周辺住民の避難場所として活用するなど防災に優れた施設を目指します」とい

うことで、そういう方針で施設整備をするということで考えている関係上、この答弁になったものでございます。

◎18番（及川ひとみ君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） この施設整備基本計画には入ってきていますけれども、そもそも規約の中には、どこに当たるのかなど。これは後から懇談会ですか、住民意見の要望があつて、地域住民の意見などがあつて盛り込まれたものではないのかなと思ったのですけれども、違いますでしょうか。まずそのところが1点と。

それから、この基本計画には105ページのところとかに載っていますが、どのような機能を持たせるのでしょうか。例えばですけれども、仮設トイレとか、今マンホールトイレとか本当に実用的ではないとか、あと仮設トイレもビニールだったり、いろんなタイプがあるのですけれども、それは災害が起きなければ使われずにずっとストックされていて、いざ5年、6年とかたったときにビリビリとなつて使えなかつた。そういうことから、逆に浄化槽とか下水道とか、そういった構造のほうを変えてやっていったほうが良いというような話もありますので、それだったら貯留槽タンクの水量とか、ここが避難所になったときにどうするかというところの体制というのは、機能的な面も出てくると思います。

それから、避難所になった場合の責任はどこが持っていくのか、その辺のところもお聞きしたいと思います。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） 防災機能のところにつきましては、先ほど藤原課長からも説明があつたとおり、基本計画のほうにのっているところでございます。実際にごみ焼却施設として防災機能拠点ということを持たせると。ごみ焼却施設の中に、その機能を持たせるというようなイメージですので、それ自体を、例えば規約でどうこうということには触れていないというのは、そういう理由なのだと考えてございます。

あと災害時の有効活用につきましてはですけれども、基本計画の104ページ、105ページ、具体のところは計画段階のものではありますが、議員おっしゃると

おり記載されております。具体のものはこれからということにはなるかと思いませんけれども、いずれ建設段階から災害の備蓄庫、そして非常用発電機、AED装置、仮設トイレ、これらを設置するというような計画になってございます。災害時には施設を開放する、あるいは浴室、シャワー室等も開放するということも想定してございます。

地域防災計画、岩手県の計画もございまして、あと盛岡市の計画もございまして。いずれ県の要請により対応していくことなども、広域的に対応していくことも想定されますので、その辺りにつきましては今後この施設の成り立ち、広域8市町での施設だというあたりも含めて相談していくということも必要になってくるのかなと。いずれ広域8市町の施設であることを考慮した防災拠点となるように、県、盛岡市としては構成市町、地域の方々と協議してまいりたいと考えているところでございます。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） 私のほうからは、施設の防災上の責任は誰なのかという部分についてお答えさせていただきます。

もちろんその施設の安全管理の中の一環として、防災時の施設運営も行うわけですから、そういう観点からいたしますと、施設を所管する組合管理者において、一義的には管理責任を負うということになってくるものと存じております。

また、盛岡市の市域にあるわけですから、その防災対策というのは盛岡市地域防災計画の下に位置づけられるということになってまいります。そういったことからいいますと、実際の災害防災活動などを含めた、そういった活動の責任という部分については、それは、地域防災計画との連動の中でどのように位置づけるのかということによるのかなと思っております。

◎18番（及川ひとみ君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） ちょっと私いろいろ調べてみたのですが、これは2005年とかの古いものなので、今とはちょっと合わないかもしれないのですが、一般廃棄物焼却施設の近隣の地域の住民健康調査というのを日本農村医学会学術総会抄録集というものにあつたのですが、それを見ると、ちよっ

と後で調べてみてもらえればなと思いますけれども、何らかの症状が出ていたり、窓ガラスや庭木が汚れるとか、このアンケートに、2005年に出されているものなので、今とは技術とかも違うかもしれませんけれども、やっぱり予防原則というのはすごく大事ではないかなと思っています。

それで、クリーンセンターの事例もあるのですけれども、ばいじんとか化合物、そういった目に見えないものがどういうふうになるかというのは、なかなか分かりにくいのではないかと思います。その近いエリアに、さっきのアンケート調査は、焼却施設から1.5キロ以内とか800メートルの地域住民の健康調査をやったものなのですけれども、そういったところで若干の影響が出ている。余熱利用施設とかは、毎日来るとか、住んでいるわけではないので、若干違うかとは思いますが、そういった健康増進とかなんとかとやって集まるところが、ごみ焼却場の近くでいいのかなというのは、非常に地域住民も含めてですけれども、環境についてどうなのかなと。

そして、例えばそこが避難所になったとして、今だと車の中で避難する人もいます。それが焼却施設の駐車場で、例えば避難所開設されたけれども、一般のペットとか連れて車でといったときに、一方でごみを燃やす煙突の近くで、果たして本当に避難というところが向いているのだろうかというようなことも考えさせられますので、先ほど防災機能ということと言ったのですけれども、本当にトイレとか3日間水を使えるようにするのであれば、それなりの設備というのは必要になると思うのです。簡単に計画にぽこっとのせているように見えるのですけれども、そういったところも十分に考えなければ、防災拠点というようなことで本当にいいのかというところを管理者に最後お聞きしたいなと思います。

今までなかったところに焼却場ができるわけですから、何の物質もゼロからプラスになるということも、ちょっと考えていただければと思います。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） ごみ焼却施設から排出されるものの影響も考慮した上で防災機能の拠点を設けるべきではないかというようなお話だったと思います。

いずれ今煙突から出されるものについては、いろいろなものがあるわけですが、今議員おっしゃるとおり、影響が全くないとかなんとかという

ことでは、あるいは技術もどんどん進歩していると、2005年当時と比べてという話もございましたけれども、今の環境基準の考え方というのは、御存じのとおり煙突内から大気中に出て薄まるというようなことでの管理ということで、総量という考えが今はないような状況ではあります。

ただ昨今、ある書物を見ますと、このような便利な世の中になっている中で、全てをゼロにすることは難しいのだという考えの下で環境基準というものができたと聞いているところではありますが、いずれ防災機能としての機能維持のためには、そこでの不安だとかというものがあってはならないとは感じておりますので、施設の稼働にも影響するところではございますので、その辺りはきちっと基準等を遵守する施設として稼働してまいりたいと考えているところでございます。

◎議長（村田芳三君） 以上で及川ひとみ議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

午後 2 時55分休憩

午後 3 時05分再開

◎議長（村田芳三君） 会議を再開します。

一般質問を行います。

5 番庄子春治議員。

◎5 番（庄子春治君） 私からは、全員協議会での御説明や、あるいは前者の質問と若干ダブりますけれども、通告どおり質問させていただきたいと思います。

事業予定スケジュールによれば、1 月中に実施方針の公表を行い、事業費及び VFM の算出の上に立って債務負担行為の議決を今年度中にということではありますが、その施設規模については1 日378 トンのままか。実際に事業発注に当たって、さらなる縮小の可能性についてはどう考えているか伺います。

2 つ目、事業費の見通しについては、現時点でどうなっているのでしょうか。これまでの試算等で私が理解している範囲では、1,000 億を超える、ストーカ炉で1,044 億9,800 万円ほどと理解をしておりますけれども、現時点でどうなのでしょう。

構成市町の財政状況から、果たしてこの財政負担に耐えられる状況か。少なくとも自治体経営改善計画に取り組んでいる盛岡市の財政状況からいっても、厳し

いものがあるのではないか。この財政状況からいっても、このまま進めることに無理があるのではないか。立ち止まって検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

3点目です。新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会の委員会開催において、落札決定基準の検討が行われ始めておりますけれども、非公開としているわけですが、この非公開の理由は何でしょうか。落札決定基準については、オープンにして透明性の担保を行うべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、ごみ処理体制検討協議会の検討状況について伺いたと思います。ごみ処理体制検討協議会では、これまで焼却以外の中間処理施設について、それから最終処分場について検討、協議が行われ、一定の方向が出されてきたところがございます。その上に立って、今度は収集運搬費用の調整についての協議が図られるというふうに理解しておりますが、どのように検討されているのか、お願いしたいと思います。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 庄子春治議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、新ごみ焼却施設の施設規模についてであります。施設整備基本計画の策定後、各市町における令和6年度のごみ排出量の実績及び近年の動向並びに各市町における将来のごみ排出量の予測結果に基づいて見直しを行い、日処理量357トンとして、要求水準に盛り込もうとするものであります。

次に、事業費につきましては、日処理量357トンの施設規模で、処理方式をストーカ方式とした場合における各市町の収集運搬経費も含めた15年間の事業費については、総額で1,149億円、市町負担額は653億円と試算をしているものであります。

また、処理方式を溶融方式とした場合における事業費については、総額で1,242億円、市町負担額は728億円と試算しているものであります。

整備費等については、各構成市町の財政事情にも配慮した事業運営が必要であるとの認識の下、効率的な事業体制を目指す観点から、令和5年2月の組合設置から今日までの間、施設規模の縮小などを進め、整備費の縮減に向けて取り組ん

できたところであります。

当組合といたしましては、盛岡広域環境組合規約に基づき、今後とも圏域におけるごみの適正処理体制を確立していく必要がありますことから、要求水準の検討などを通じて、より効率的な施設整備、施設運営となるよう取り組んでまいります。

その他のお尋ねにつきましては、事務局長からお答え申し上げます。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） 事業者選定委員会を非公開とする理由についてであります。 「新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例」、 「新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会運営要領等」に基づき、事業者による委員への接触や協議への影響などを避けるため、委員氏名や委員会における協議内容については非公開としているものであります。

なお、協議の進捗に応じて、新ごみ処理施設整備運営事業者の選定に係る実施方針の公表など、必要な情報については適時適切に公開し、透明性の確保に努めてまいります。

次に、収集運搬費用の調整についてであります。各市町において実施する家庭系可燃ごみの収集及び新ごみ焼却施設または中継施設までの運搬に要する経費につきましては、運搬距離の増加に伴う経費の増額分を市町間で負担し合うこととしているものでありまして、調整の具体につきましては、引き続き8市町による協議を進めてまいります。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 再質問させていただきます。

先ほどの管理者の答弁で、357トンに関係して、こういう答弁がありました。「要求水準の検討などを通じて、より効率的な施設整備、施設運営となるよう取り組んでまいります」という一言がありましたが、これは実際要求水準で発注を出す段階で、さらに357から縮小の可能性ありという御答弁でしょうか。確認です。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原参事兼施設課長。

◎参事兼施設課長（藤原司君） お答えします。

357トンということで、本日御説明申し上げました。その部分が「要求水準などを通じて、より効果的に取り組んでまいります」といったところの答えということ考えている部分でありました。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） ただいまの答弁ですと、今の時点では357トンで発注ということだというふうに理解いたしました。

そこで、ちょっとお伺いしたいのですが、378トンから357トン、21トン減りました。この21トン減った根拠、バックデータも含めて、その根拠をお示してください。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） 21トンが減少した根拠ということになります。

手元にその算定内訳の資料がないものですから、詳細なところまでは御説明、御答弁いたしかねるわけですが、説明にもありましたように令和6年度、これが当初計画していた量よりも、可燃ごみ焼却処理量だけで大体5%、計画を下回ったということがまず背景としてございます。私の印象といたしましては、特にも事業系可燃ごみが減少に向かったような、そういう印象を持っておりますが、そこは後ほど確認させていただきたいなとは思っています。

いずれそういったようなことから、それを基にして将来設計を行いましたところ、378トンから357トンという数字に変更することが可能になったということがあります。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 今の御説明ですと、当初の予定よりもごみの減量があったということですね。実は、当組合の一般廃棄物処理基本計画、この議論のときに掲げた数字はどうなっているかというと、事業系ごみは令和4年度比で2.5%減、可燃ごみは家庭系含めて令和4年度比12.5%減ということが根拠になっていて、あのとき私は、この目標は小さ過ぎると、全然その減量の可能性や、あるい

は減量の目的意識的な取組がないと、ただこの数字での基本計画は問題があるということを言いました。まさにやってみたら、こうだと。実は令和6年度から令和7年度比で、もう既に7年度も大体終わりますよね。どれくらい減っていますか。数字はわかりますか。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） 大変申し訳ございませんけれども、減っているということは認識しておるところですけれども、数字のほうは持ち合わせてございません。申し訳ありません。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 私が知っている範囲によりますと、盛岡市においては家庭系ごみは令和7年度でさらに2%くらい減っています。2%くらいでしょう。

ですから、令和6年度で減ったということですが、令和7年度でさらに減っているのです。今見直すのだったら、令和7年度の見通しも踏まえて見直すべきではないですか。もしそれぐらいの比率で減っていれば、さらに16トンから20トン小さくできますよ、私の計算では。どうですか。そうすべきではないですか。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） ただいま議員からお話ありましたように、確かに令和7年度はかなり減ってきているというのは私も感じております。

盛岡市の数字を御説明いただきましたけれども、盛岡市の一般廃棄物処理計画に掲げる1人1日当たりの家庭ごみの排出目標、これはもうほぼ達成するという見込になってきているということもございますし、事業系ごみについても大きく下がっているということでもあります。

そういったようなことがありますので、最新のところの状況まで含めて排出量の推計を行い、将来推計を行い、そして、施設の規模を算定するということは、我々もこれまでそのようにしてきたところではあるのですが、それを超えるような状況にもなってきているというようなことをどこまで今回の施設整備における

要求水準、仕様の中に反映していくことができるかでありましてけれども、できる限りはそのように反映してまいりたいと、そのように考えてございます。

しかしながら、どこかでは必ず要求水準を調整して、それから実際の事業者選定に係る募集にも移行していかなければならないことでもありますので、したがって、でき得る限りのことはしてまいりたいと、そのように考えております。ただ、でき得る限りですから、ここまではできたけれども、これ以上はできないということも出てくることもあり得るのかなとも思っております。いずれそこは積極的に取り組めればと思っております。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 私は、一般廃棄物処理基本計画における処理目標については、そもそも異論がありますが、例えば事業系でさっき言った数字というのは、実績からいっても少な過ぎると。もっと減量できるという実績が上がっているわけです、盛岡市において。そういうものを踏まえて、本当に減量を徹底するという部分でやるべきだと言ってきましたけれども、そのことはさておいても、今回見直しの原因になった令和6年度の減少傾向、これが反映されたと。これからです、発注は。令和7年度の数字も反映させたらいいのではないですか。なぜそれができないのですか。そうすれば、私の試算どおりいくかどうかは別としても、さらに縮小は可能です。

そして、この際、それらも含めて令和8年度中に発注というまでいかななくても、もう一年先延ばしする。例えばそうするならば、余裕を持って数字を見直して、より縮小できる可能性があると見ております。そうすべきだと思います。それは、事業費ベースからいっても、本当に求められていると思うのです。さっき小川議員がお話したように、最初トン当たり5,000万円から始まりまして。それが7,000万円だと、1億だと。今度出たらば1億3,800万円だと。そして、昨年時点での組合の試算から見て、建設費だけでストーカ炉で90億円ぐらいアップしているのです。

そして、トータルコストということが言われましたけれども、私は非常に大事な議論だと思うのです。集めて燃やして、減量して、最終的にどう処分するか、これは一体の事業ですから、分離して計算するというのは違うという点では、ト

一ータルコストで検討すべきだというのは全く正論だと思うのです。その場合、先ほど藤原議員さんが指摘されたように、大枚のお金をかけて出した最終処分に係る基本方針、大枚のお金かけたでしょう、これ。この基本方針にのっているのは何かというと、さっき藤原議員が紹介したとおりの事業費の開きなのです。ところが、それは全然こっちには反映されていない。これはどうなっているのだという疑問が出るのは当たり前のことなのです。ですから、そういう点も含めて、今事業費全体を本当に精査をすべきだと思います。

トータルコストの問題で言えば、中間処理施設という問題も出ました、焼却以外の。これにも大枚のお金がかかるのですよね。それらを含めて、今8市町の財政状況というのはどうなのかということで、やっぱり本当にしっかり見直しをしないと、大変なことになってしまうと思いますが、そういう点で、1つは令和7年度実績も踏まえて見直すべきであると同時に、この際事業計画を先送りしながら、全体計画をもう一回根本から精査し直すべきだと思いますけれども、ぜひ御検討いただきたいが、いかがですか。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） お答えいたします。

令和7年度の排出状況を踏まえて、もう一回施設規模を再検討するという事について、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、どこかで線引きをしなければなりませんので、まずそこをもう一回見極めながらということになるかと思いますが、それが可能であるならば、そのようにするべきだろうと私もそう考えるところであります。

また、全体計画、いわゆるトータルコストについてもお話がございました。トータルコストということであれば、端的に申し上げますと、最終処分であるとか、それ以外の部分についても、全てこれは組合事業として位置づけて、その中で効率化を図っていくというのが一番分かりやすいやり方なのかなとは思いますが、ただ組合事業でやるということは、つまり市町の事業ではなくて共同処理に変更していくということがどこまで実効性を持つことができるかということについては、やはりこれは各市町の処理実態なども含めて慎重に検討していく必要があるだろうなと思っております。だからといって、一切検討しないという

ことではなくて、常にそういった広域処理を見据えながら議論してきている部分でもあるわけです。なので、直ちにトータルコストを考えて、一体的な処理体制に移行できるかという、ちょっと難しいかもしれませんが、そこは、引き続き8市町間で検討していくということになるのだろうとっております。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 私、令和7年度の実績も踏まえてというふうに申し上げたのは、盛岡市のごみ減量資源再利用推進会議に出されたこの数字です。その中では、令和7年度のごみ総排出量の見込みは前年度比で2.8%減と、家庭ごみは前年度比2.0%減という数字が出ているのですよね。ですから、百歩譲って、少なくともこれは反映すべきだと。だって、去年の7月に決めて、この2月に見直しているわけでしょう、半年の間で。さらに発注が11月とかとなるのであれば、まだ10か月近くあるわけです。少なくとも、そこは反映させるべきだと思いますけれども、改めてどうですか。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） 御答弁申し上げます。

7年度にそのような減少になってきているというのは、6年度の減少の延長に7年度があるということなのかどうかということについては、私どもとしても分析はさせていただきたいなと思います。

さらには、盛岡だけではなくて、盛岡以外のところについてもどうなのかということも併せて分析をさせていただいた上で、全体の排出動向、排出傾向は将来に向けてどのようになっていくのかということを確認させていただきたいなと思います。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 盛岡は六十何%ですよね、人口比で。同時に傾向がどうかということですが、率直に言って傾向は続いています。そして、盛岡市は令和8年度に新たな一般廃棄物処理基本計画の策定に入るわけですよ。このときに、今まで燃やしていた資源ごみ、それから食品ロス、これをどう徹底的に排

除するか、盛岡市としてはそこにチャレンジしなければ駄目です。そういう基本計画を策定しなければならないという構成市の一つの条件があります。だから、ここで66%の盛岡が、さらに積極的な減量目標を決めて取り組んだら、圏域全体でも大幅な減量につながるということですから、そういう可能性があるわけです。今焼却に含まれている資源ごみは燃やさないと、それから食品ロスもゼロにする、そういうチャレンジをするべきだという点からいって、やっぱり357トンそのものも極めて不十分な数字ではなかろうかと思しますので、まず令和7年度の実績を踏まえること、さらに新たな減量計画、分別、資源化計画をチャレンジして、そして進めるべきだと改めて思いますが、これは事務局長兼盛岡市環境部長の小林さんから、この議論についてどうかということをお伺いしたいと思えます。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） ありがとうございます。

まず、7年度の実績の反映ということについては、先ほど森田のほうから答弁していただいたとおりでございますけれども、確かに令和8年度、盛岡市において一般廃棄物処理基本計画の改定時期ということでございます。それに向けて動き出すのが令和8年度からというか、今ちょっと動いているところでございますけれども、いずれそういう視点、目標というあたりの整理を見据えた目標という視点もあるかと思しますので、それを踏まえた研究目標というところを加えて審議いただきたいというところは話ししていきたいと思っているところであります。大事な視点であるという認識でございます。ありがとうございます。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 今日、私は事業費の見込をお示しいただいて、本当にびっくりしたわけです。施設規模が21トン減りました。21トン減ることによって事業費がなんぼか減るのかなと思ったら、逆に100億円増えました、トータルコストで。土地代も当初は11億円ぐらいが16億円、50%近く増えているという状況で、果たして各市町は当初からこんな事業費を了承して、やれ、やれと、こうなっていたのかというぐらいの数字の開きがあるわけです。だから、そういう点からいえば、当初の基本構想の段階から全くフェーズが変わっているわけです。ですか

ら、当初の計画どおり進めるのだけではなくて、大本から見直しをすべきではなからうかと思いますが、その点も含めて御見解を伺って終わります。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） 整備費の高騰というところについては、我々事務局のメンバーもかなりちょっと驚きを隠せないところと申しますか、そういう受け止めでございます。

確かに広域8市町、協定を締結する以前から、協議を平成20年代から進めてきているところでございます。元からたどれば、もう平成9年からということでの話になってくるわけでございますけれども、当初から変更されている部分というところは日々、年々あったわけでございますが、その都度8市町でそこを乗り越えるべく協議してきたというのが今の形であると認識はしてございます。

ただ、見直すべきだという話も当然あるわけですが、できるところについては、それは必要だと思うところでございますけれども、この基本とすべきところ、そういうところは対外的に説明してきている部分もあるというところでございますので、その辺の均衡を図るということもやっぱり大事な視点であると認識しております。その辺を踏まえた上で、適切な施設規模等について、いただいた御意見を参考とさせていただきたいと考えてございます。ありがとうございます。

◎議長（村田芳三君） 以上で庄子春治議員の質問を終わります。

日程第4、議案第1号「令和7年度盛岡広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） ただいま上程されました議案第1号「令和7年度盛岡広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

「議案第1号 資料」と右上に書いたペーパーを御用意願います。こちらの1ページを御覧願います。1、歳入歳出予算（第1条関係）でございますが、歳入歳出予算の総額2億8,435万9,000円から歳入歳出それぞれ2,349万2,000円を減額し、2億6,086万7,000円としようとするものでございます。

(1)の歳入内訳ですが、第1款分担金及び負担金は、歳出予算の減額に伴い、市町負担金を1,373万5,000円減額しようとするものです。

第2款国庫支出金は、循環型社会形成推進交付金の国の内示額に合わせて304万5,000円を減額しようとするものです。

第3款繰越金は、令和6年度盛岡広域環境組合一般会計予算決算剰余金の確定により908万4,000円を増額しようとするものです。

第4款諸収入は、組合預金利子の受入れにより10万4,000円を増額しようとするものです。

第5款組合債は、対象事業である整備予定地補償物件調査等の事業費の減額に伴い、一般廃棄物処理事業債1,590万円を減額しようとするものです。

資料2ページをお開き願います。歳出内訳ですが、第2款総務費は、広報紙制作に係る契約差金及び構成市町から派遣されている職員に係る人件費負担金の決算見込み等に基づき、444万8,000円を減額しようとするものです。

第3款衛生費は、主に整備予定地補償物件調査等の事業費の決算見込み等に基づき、1,883万3,000円を減額しようとするものです。

第4款公債費は、地方債の償還に係る利子の確定見込みに基づき、21万1,000円を減額しようとするものです。

次に、議案書11ページをお開き願います。構成市町負担金明細書ですが、今般の補正に伴う市町負担金の減額分を人口割及び均等割の区分により、構成8市町ごとに割り当てた額をお示ししておりますので、後ほど御覧願います。

議案第1号の説明は以上となります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（村田芳三君） 当局からの提案理由の説明が終わりました。

これより審議を行います。

議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

◎7番（高橋悦郎君） 議長、その前に議事進行。

◎議長（村田芳三君） はい。

◎7番（高橋悦郎君） 今日配付された補正予算案と、自宅に郵送していただいた予算案は数字が違いますが、そこは説明なかったのですが。例えば2ページ

です。歳出計が、ここがもう違っているのですね。ちょっと確認していただいて。

◎議長（村田芳三君） 暫時休憩します。

午後 3 時40分休憩

午後 3 時42分再開

◎議長（村田芳三君） 再開します。

◎書記長（菊池与志和君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 菊池書記長。

◎書記長（菊池与志和君） 議会の書記として、議案の部分ですが、まず議案1号補正ということで全員協議会の際に説明しております。歳入歳出予算については2億8,435万9,000円、そして2,349万2,000円を減額して2億6,086万7,000円ということで御説明申し上げましたが、ここの部分ではなくて。

◎7番（高橋悦郎君） どちらの資料が正しいのですか。

◎書記長（菊池与志和君） まずは、補正予算（第1号）ですね、議案第1号のところを今申し上げておりますけれども。

◎7番（高橋悦郎君） まず、第1号の1ページ、歳入合計、ここもそもそも違うのです。

◎議長（村田芳三君） 暫時休憩します。

午後 3 時44分休憩

午後 3 時49分再開

◎議長（村田芳三君） それでは、再開します。

◎書記長（菊池与志和君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 菊池書記長。

◎書記長（菊池与志和君） 今御質問いただいた部分でお答えします。

まず、議案第1号の部分、こちらの金額が変わっているというのは、今日お渡しした資料が正しいものであります。何が変わったかと申しますと、令和8年度、用地担当職員として2名プラスになったという状況があります。その職員プラス2名の部分について、机、備品等をプラスで購入して、4月1日の時点で準備しておかなければならないので、4月の予算ではなく前年度の補正でということ

計上したというものであります。

そして、議案第2号、令和8年度の予算の部分でありますけれども、これは8年度、用地担当職員が2名派遣されるということが確定しまして、その分の人件費を計上していると。その分全体の費用が増えておりますので、それに伴って市町の負担金も増えているというようなところでございます。

議案をお送りした後に、固まった部分があつての資料でありましたので、分かりにくいところ、説明が至らなかったところがありましたので、おわびして訂正したいと思います。よろしく申し上げます。

◎議長（村田芳三君） ただいま事務局書記のほうから説明がございましたが、皆さんよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎議長（村田芳三君） それでは、進めてまいります。

議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 9番藤原です。議案第1号については、3点通告しております。

1つ目の新ごみ処理施設整備運営事業者選定に係る報酬及び旅費の減を通告しておりましたが、これは回数が減ったということで、これについては答弁は要りません。

2つ目として、不動産鑑定料について、予算額436万7,000円に対して、約55%を超える242万8,000円減となったという理由を伺います。これは、もしかすると先ほど説明あった面積の減によって影響するのかどうか、そこについて再度お願いいたします。

3点目、整備予定地補償物件調査委託料及び収集運搬施設整備基本構想策定業務委託料がそれぞれ減となって、予定どおりの成果が完了した結果の減額なのかについて伺います。

1つ目は答弁要りません。2つ目、3つ目についてお答え願います。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） 不動産鑑定料がかなり減額になったと、242万8,000円の減額になった理由でございますけれども、令和7年度当初予算の積算の当時、不動産鑑定の対象、これを6地目ごとに1画地を2名の不動産鑑定士、こちらに依頼することを想定しておりました。これは不動産鑑定報酬基準、これを参考として予算計上したものでございます。

ただ、実際7年度の業務に際しまして、不動産鑑定士と協議したところ、事業予定地内の土地の状況を鑑みると3地目に整理できるということが判明したことから、不動産鑑定の対象となる不動産の箇所数、こちらが減少したことが理由となります。いずれこれによりまして、経費も当初の予算の見込みを下回ることとなったために減額となったものでございます。

あと、整備予定候補地の補償物件調査委託料、そして収集運搬施設整備基本構想策定業務の委託料、それぞれの減額について、これの成果は予定どおり完了したのかどうかということでございます。まず、整備予定地の補償物件調査業務委託料、こちらの減額につきましては、整備予定地の現地踏査による調査を実施したところ、対象となる建物の数量、構造、用途あるいは面積区分などに変更が生じたということから、変更契約を受注者と協議の上、行ったことによる減額でございます。

また、可燃ごみの中継施設の整備基本構想策定業務委託料の減額、こちらでございますけれども、入札の結果でございます。いずれ契約差金の分、こちらを減額したというものでございます。

いずれの契約につきましても、仕様に基づく定期的な打合せを通じまして、工程表、仕様書、こちらを照合して履行状況も確認をしております、予定どおりの成果が完了したものとなっているところでございます。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 1点、再確認をお願いします。

不動産鑑定の件ですけれども、地目関係が3地目になったということでしたが、再確認ですが、要は面積が減った件は、これには影響していないということで捉えてよろしいのでしょうか。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原参事兼施設課長。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 面積の部分ではなくて、地目数の計上の部分で減ったということでありませう。

◎議長（村田芳三君） 以上で藤原治議員の質問を終わります。

次に、18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） 先ほど何か説明の中で、まず通告の質問は、補正予算の8ページ、派遣職員人件費負担金について、職員に変動があるのか、体制について伺う。

9ページの整備予定地、今質問ありましたけれども、物件調査業務委託について減額の理由はお聞きしましたけれども、物件調査の状況についてもお伺いしたいと思います。ちょっと職員の人件費負担金は減額になっていまして、さっき何か2名が増員となるための事務費があったと言ったのですけれども、この派遣職員の人件費の負担が減ったというのは、職員体制とかどうだったかということもお聞きしたいと思います。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） 派遣職員人件費負担金でございますけれども、職員が減ったのかということでございますけれども、人数については変わってございませうが、管理職を除く職員につきまして、主査級職員で年度当初は積算してございました。実際のところ主任クラスとか、いずれ主査級よりも給与が小さな職員、こちらのほうの配置となったことから、約500万円の減額を見込んだというところでございます。

あと物件調査のところでございますけれども、進捗状況については先ほど御説明させていただいたところでありませうけれども、いずれ建物や立木等の移転や撤去、こちらに係る種類、数量、そして権利者が誰なのかというあたりの現地調査等は完了してございます。現在受注者のほうで物件移転料及び移転雑費、これらの算定を行っているところでございます。

◎18番（及川ひとみ君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） それでは、物件補償の調査業務は、必要な部分は終わ

ったということでいいのでしょうか。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原参事兼施設課長。

◎参事兼施設課長（藤原司君） お答えします。

現地調査については、議員のおっしゃるとおり終わっております。来年からの補償費のほう、来年から用地交渉に係る物件の補償費の算定については、今受注者において作業しているというところであります。

◎議長（村田芳三君） 以上で及川ひとみ議員の質問を終わります。

これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◎議長（村田芳三君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第1号「令和7年度盛岡広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（村田芳三君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号「令和8年度盛岡広域環境組合一般会計予算」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） ただいま上程されました議案第2号「令和8年度盛岡広域環境組合一般会計予算」について御説明申し上げます。

大変恐れ入りますが、本日お渡しした資料を御覧いただきますようよろしくお願いたします。大変申し訳ございません。議案第2号資料と右上に書いている資料でございます。横長のものがございます。こちらの1ページを御覧願います。

1、歳入歳出予算（第1条関係）でございますが、歳入歳出予算の総額を3億1,498万3,000円に定めようとするものです。

(1) の歳入内訳ですが、第1款分担金及び負担金につきましては、市町負担金1億5,772万4,000円を、第2款国庫支出金につきましては、循環型社会形成推進交付金2,112万1,000円を、第3款繰越金につきましては、前年度繰越金として1,000円を、第4款諸収入につきましては、複写機利用料収入等3万7,000円を、第5款組合債につきましては、一般廃棄物処理事業債1億3,610万円を計上しております。

次に、(2) 歳出内訳ですが、第1款議会費につきましては、定例会2回及び臨時会1回の開催に係る経費として112万3,000円を、第2款総務費につきましては、構成市町からの派遣職員13人分の人件費負担金1億973万円など、組合事務局の管理運営に要する経費といたしまして1億2,157万9,000円を計上しております。

第3款衛生費につきましては、施設整備に係る業務委託等の経費などによりまして1億8,960万7,000円を計上いたしております。

第3款につきまして詳しく御説明いたしますので、資料2ページをお開き願います。2施設整備に係る主な事業でございます。令和8年度の施設整備に係る主な事業といたしましては、令和7年度に続き、環境影響評価手続を進め、環境影響評価書の作成を行います。また、事業者選定に係る実施方針の公表や入札公告等の手続を進めるとともに、都市計画決定や事業用地の取得を行うほか、八幡平市及び葛巻町に整備する収集運搬中継施設に係る基本計画の策定、生活環境影響調査を行います。

主な業務、予算額でございます。(1) 環境影響評価業務につきましては、金額の訂正がございます。資料に1億8,600万円と記載されてございますが、正しくは1,860万円であります。大変申し訳ございません。おわびして訂正いたします。これらを計上しており、令和7年度に引き続き、手続を進め、環境影響評価書の作成を行うものでございます。

(2) ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務につきましては1,469万7,000円を計上しており、新ごみ処理施設を整備、運営する事業者の選定などを行うものであります。

(3) 用地取得費・移転補償金については1億1,398万8,000円を計上しており、事業用地の建物、工作物等について移転に要する費用、損失等を補償するものであります。

(4) 可燃ごみ中継施設整備業務については3,902万3,000円を計上しており、八幡平市及び葛巻町に整備する収集運搬中継施設に係る基本計画の策定及び現地調査等を行うものであります。

3の債務負担行為であります。(1) 可燃ごみ中継施設の整備に係る基本計画策定業務及び(2) 可燃ごみ中継施設の整備に係る生活環境影響調査業務を令和8年度から9年度にかけて実施するため、記載のとおり債務負担行為の限度額を予算に定めます。

資料の1ページにお戻り願います。(2) 歳出内訳でございます。続きまして、第4款公債費につきましては、地方債の償還に係る利子として167万4,000円を計上しております。

第5款予備費につきましては、令和7年度と同額の100万円を計上しております。

次に、議案5ページをお開き願います。第3表、地方債であります。用地取得費などの財源として借り入れる一般廃棄物処理事業債の限度額を1億3,610万円と定めるものです。

続きまして、17ページをお開き願います。構成市町負担金明細書であります。市町負担金を組合規約の定めにより、人口割100分の90及び均等割100分の10の区分により、構成8市町ごとに割り当てた額をお示ししておりますので、後ほど御確認願います。

議案第2号の説明は以上となります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎議長(村田芳三君) 当局からの提案理由の説明が終わりました。

これより審議を行います。

議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

7番高橋悦郎議員。

◎7番(高橋悦郎君) 7番高橋悦郎でございます。2号議案に対して3つ質問させていただきます。

1つ目ですが、歳出の清掃費での用地取得費について、地権者との協議はどこまで行われているのか伺います。

2つ目、同じく清掃費での可燃ごみの中継施設整備業務委託料で、施設整備に向けてのタイムスケジュールを伺います。

3つ目、前段の質問の関連ですが、八幡平市に計画している焼却処理以外の中間処理施設建設のタイムスケジュールを伺います。

以上3点を伺います。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） 用地取得費のところでございますが、地権者との協議の進捗状況でございます。

本事業の説明のほうを地権者さんに御説明を行った上で、測量などの現地調査、こちらには御協力をいただいているところでございます。あわせて、引き続き本組合との協議を継続するということにも御了解をいただいているというような段階でございます。

続きまして、可燃ごみ中継施設整備業務委託料、こちらのタイムスケジュールでございます。こちらについては、構成8市町が令和5年2月1日に締結いたしました県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定、こちらで八幡平市及び葛巻町に設置することとしておりまして、収集運搬中継施設の稼働は令和16年度を目指すとされているところでございます。ただ、その後の協議におきまして、八幡平市さんから中継施設の稼働開始時期につきまして、新ごみ焼却施設の稼働開始であります令和14年度に合わせたいというような意向もございましたので、こちらのことを踏まえまして、八幡平市に設置する中継施設につきましては、稼働開始目標年度である令和14年度とすることとして、今検討を進めているところでございます。

整備スケジュールにつきましては、可燃ごみ中継施設の整備に係る基本構想に基づきまして、令和8年度から9年度に施設整備の基本計画を策定しまして、併せて生活環境影響調査、こちらを実施する予定としているものでございます。

あわせて、令和8年度におきましては、測量調査、地質調査、地歴及び土壌調査、こちらについても業務委託により実施しようとするものでございます。

続きまして、八幡平市に計画している焼却処理以外の中間処理施設建設のタイムスケジュールでございます。こちらにつきましては、協議会におきまして、令

和6年7月に策定した県央ブロック焼却処理以外の中間処理体制に関する基本方針、こちらに基づきまして、八幡平市と岩手町が主体となって処理体制を構築するという事となつてございます。

これらの施設の整備につきましては、両市町の協議により検討が行われるものと捉えているところでございますが、組合事業としても円滑に進められるよう、情報交換を進めてまいりたいと組合としては考えているところでございます。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎議員。

◎7番（高橋悦郎君） 用地取得の問題ですが、全員協議会でも説明がありましたが、1名の方が同意していただけないということで、図面、これは別添ということで頂いておりますが、これで見えていくほかありませんが、もう少し正確な、十分これでいける、処理場として、ちゃんと責任を果たす施設になれるのか。これだとちょっと確認できませんので、確認できるような資料をお願いしたいと思います。

それから、中継施設なのですが、この施設については組合が責任を持って建設をして運営をするということで聞いているわけですが、中間処理施設、これは私たちとしては組合が責任を持って運営していただくというのが一番いいわけですが、そういう方向ではできないのかと。資料としても、中間処理施設の財源を書いた資料も配付されてあるわけですが、本市に造るその施設は、53億8,600万円かかるということなのです。これはイニシャルコストで、ランニングコストでいきますと42億2,300万円、とてつもない金額が負担になるわけです。

私たちの自治体だけではなく、他の自治体もそれぞれ施設を整備しなければいけないということでは決まっていますが、ただ人口比でいったら、当市のこの施設は非常に負担が重いのです。この辺を組合の自治体それぞれが公平に建設をできないのかということ伺います。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） 私のほうからお答えさせていただきます。

中継施設につきましては、申し上げておりますように8市町の共同処理事務の位置づけとしておらず、それぞれの現在の枠組みを中心として処理体制を構築す

る……、中継施設ではなく、すみません、焼却以外の中間処理施設の話をしてしまいました。これについては、今お話ししたような、そういう枠組みの中で処理をしていくということになっておりますので、そういたしますと、それを組合の事業としてまた位置づけるということには、実際になってこないと考えております。このことは、8市町間の体制については、これまでも了承してきていることでありますので、その中で効率的な処理をどのようにするかといったことについては、やはりこれもまたその施設を利用することになる市町間で検討していただく。そういったようなことで、これまで進めてきているということであり、これからもこの方式を継続していくべきなのだろうと考えているところであります。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎議員。

◎7番（高橋悦郎君） 当市の負担は、それだけではないのです。この中継施設を造るために、今ある施設を壊さなければいけないのです。すぐ壊さなければいけない。さっき14年からという話ですよね、中継施設は。それに合わせて、今ある施設を壊さなければいけないわけです。

もう一つ、今ある施設の中には中間処理施設、破碎施設ですけれども、があって、別にどこも悪くなくて今稼働しているわけです。それを壊して新しく造らなければいけないという、そういう事情もあるわけです。だから、協議会でこれは確認済みだからというのではなくて、その辺の平等性といいますか、検討しなければいけないのではないのでしょうか。本当に大変な負担です。ちょっとそこを答弁お願いします。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） 当初想定していなかったことが後になって明らかになってくるということもあろうかと思えます。もしかしたら、今議員がおっしゃったことについても、その一つなのかもしれません。

いずれにいたしましても、一旦はそのような体制を取っていくことは8市町間で合意をしてきたことでありますし、また中継施設を整備するに当たっては、施設解体なども必要になるのではないかといったような、そういった議論も検討途

上ではあったと記憶しております。いずれそれぞれのエリアにおいて、それぞれの整備の仕方を検討していくのは、まさに動いているといったようなこともございますので、その中で1つの施設については、公平性とおっしゃいましたけれども、その考え方の下で共同処理化をしていくということ、これがまた本当にそれで公平なのかどうかというようなことも含めた検討が必要になってくるだろうと思っております。

適正処理体制を確立していくという上で、その上で地域の特性を生かしていくということから、焼却以外の中間処理体制などについては、そういった体制を8市町間で検討したものでありますので、それぞれのエリアで検討したものでありますので、まずはこれが基本になっていくのかなということではありますが、様々な意見交換はさせていただこうと思っております。

◎議長（村田芳三君） 以上で高橋悦郎議員の質問を終わります。

次に、9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 9番藤原です。通告は2点です。

新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会に係る報酬、旅費が計上されておりますが、改めて令和8年度のスケジュールについて伺います。

2つ目ですが、4つの委託料、実質的には3委託になると思うのですが、その計画どおりの委託内容なのか、またその予算なのか。特にこの計画の遅れや予算的に人件費等の高騰による影響はないのか伺います。

通告2点ですが、全協で時間がなくてということで質問できなかった1点だけ、すみませんが、追加させていただきます。資料5の1、5の2でストーカ炉と熔融炉の資料が出されました。先ほど盛岡の議員から、焼却施設の工事費の高騰について説明は受けましたけれども、焼却灰、残灰の処分委託について一度発言はしたのですが、77億6,800万円のストーカ炉の根拠、何か係数というお答えがあったのですが、それから熔融炉のほうの約20億円の処分委託費、これはさきに話題にした方針の中にある資料に基づいた金額なのかどうか伺います。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） 新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会のスケジュールということでございます。令和7年度におきましては2回開催してございま

して、周知のとおりだと思いますが、令和7年7月30日に第1回、第2回委員会を令和7年10月2日に開催したところでございます。

令和8年度のスケジュールについてでございますけれども、現在事業者選定の手続につきまして、令和8年9月を目標に実施方針を公表し、12月に入札公告、これを行う予定としていることを踏まえまして、委員会の開催時期ということになりますと、実施方針の公表前ですので、令和8年9月の前でございます。あと及び入札公告の実施前ということですので、12月よりも前の時期というあたりに開催いたしまして、必要な調査、審議を行うという予定としているところでございます。

あとは、委託料のところでございます。委託の内容について、計画どおりなのかというところで、遅れによる影響はないのかというところでございます。今般上程している4つの委託料の内容でございますけれども、第3款1項1目清掃施設費の環境影響評価業務委託料及びごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託料、こちらにつきましては令和6年度に締結した契約に基づきまして、令和8年度までの6、7、8の3年間、こちらの期間を通じて受注者と業務内容の調整を行いながら対応しているものでございます。現在の債務負担行為の予算限度額の範囲内で、計画どおりの履行がなされているということを確認しているところでございます。よりまして、計画の遅れだとか、人件費の高騰による事業スケジュール、予算等の影響というのは生じていないと考えてございます。

次に、測量及び登記業務委託料につきましては、新ごみ焼却施設整備事業の用地の形状を見直すことに伴う土地の測量と登記に係る費用として計上しているものでございます。

3款1項3目可燃ごみ中継施設費の可燃ごみ中継施設整備業務委託料、こちらにつきましては、八幡平市に設置する中継施設の整備に関しまして、策定を進めている可燃ごみ中継施設の整備に係る基本構想に基づきまして、令和8年度と9年度の2か年にかかけまして、施設整備基本計画の策定及び生活環境影響調査の実施を予定しているものでございます。また、測量調査、地質調査、地歴、土壌調査も関連して実施しようとするものでございます。これらを予算に計上させていただいているところでございます。

いずれにしても、各業務委託の執行に当たりましては、業務スケジュール、あるいは人件費等の動向についても精査をしながら、適正な執行に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） お答えいたします。

本日お配りいたしました財政計画の中での焼却灰の処理委託費のところについてということであります。まず、ストーカ方式については、灰の発生量を全体で11%として見ておりまして、それで全部で稼働してから15年間で14万2,000トンの灰が出るということで、それに対する主灰、飛灰それぞれの資源化、埋立てに係る委託料といたしまして77億円を見込んでいるということであります。

一方、溶融のほうになりますけれども、こちらのほうでは、溶融炉の場合ですと主灰が出てこないで飛灰だけが出てくるということですので、その飛灰の発生量が大体5万3,000トンぐらいというふうに見込まれます。これに対して、溶融飛灰の埋立処分委託料として約20億円を見込んでいるといったようなことでありまして、こういった処理方式によって灰の発生量が変わってくる。また、これを委託とする場合には、やはりそれぞれに委託費用に差が生じてくるというところは、方針の中でもそのように盛り込んで見ているということになってございます。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） ただいま最後のところの資料、金額の件ですけれども、処分委託の。この最終処分の体制に係る基本方針が、資料ですとストーカ方式、主灰、飛灰、不燃残さ、20年ですけれども、今ちょっと言いましたけれども、今15年ということで計算しているのです、20分の15だと思っておりますけれども、4分の3だと思っておりますが、25万2,000立米が、この資料の中で一番適切な「9」の評価をいただいている。資源化、民間委託の中で出ている数字と、今日もらった資料、溶融炉のほうも、こっちは以前に出た方針のある資料と今日もらった資料と差があるのですが、その差は何から来ているのですかという質問ですけれども、それについても伺います。

あと、スケジュールの件は、選定委員会聞きましたけれども、中身については

9月にやると、トータルではやり切れないのではないかと。再度伺いますけれども、中身の発注の仕方、要は適正水準でしたか、委託の部分の言葉になるような、形でトータルコストでなく進めていくという考え方で進めるのか、再度8年度事業の中身について伺います。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） 御答弁申し上げます。

まず、この資料5の1、5の2に出てくる委託区分という灰の処理委託料の金額と、あと体制検討協議会のほうで取りまとめた基本方針なども金額が違ってきます。こちらの資料5の1、5の2のほうは、あくまでも埋立対象物といいますか、処理対象物を焼却残灰だけで見えております。といいますのも、焼却施設に関連する経費ということですから、埋立対象が焼却残灰、熔融方式であれば熔融飛灰ということになりますけれども、一方で体制検討協議会のほうで対象にした埋立てというのは、灰だけではなくて、例えば不燃系残さであるとか、そういったようなものも含まれます。したがって、埋立対象量というか、処理対象物が変わってきますので、これを委託するといった場合の委託料も、そのような差が生じてくるというものであります。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） 9月に実施方針の公表というのを目途としているという話を先ほど答弁いたしたところでございます。間に合うのかというようなところでございますけれども、まず整備事業、運営事業者の選定に当たりましては、ごみ焼却に伴う焼却残灰の量、そして資源化委託、埋立処分委託に関する費用、これらを新ごみ焼却施設の運営経費に及ぼす影響というあたりも含めて評価していきたいと考えていく予定でございますので、いずれ最終処分の影響についても可能な範囲においてコスト削減の部分に力点を置きながら、財政負担の軽減が図られた処理体制を実現していきたいと考えているところでございます。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 今の事務局長の答弁ですと、トータルコストとして検討す

るというふうに理解してよろしいのですか。要はこの検討方針の資料を併せてやるという方針で答弁をいただいたと理解してよろしいのですか。

もう一点ですけれども、森田さんのほうから答弁ありました不燃残さが入っていないと。不燃残さについては、焼却も溶融も同じ8万9,000トンなわけです。それを差し引いた率としても、コストとして20年、134億円と27億円という最適なところの金額と、こっちの差はあまりにも違うのではないかなと思って見たのですけれども、本当に先ほどの積算と、この方針の金額と合っているのですか。整合性は取れているのですか、伺います。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） お答え申し上げます。

先ほど説明がちょっと漏れていた部分があります。この財政計画は、ランニング期間を15年間としておりますし、あとは体制検討方針のほうでまとめた処理経費は、それは20年間で見ているということでございます。そのようなことになっていきますので、単純に比較することがちょっとできないような示し方をさせてしまっているということがございます。また、用いる単価の部分についても、今手元に詳細な内訳資料がないのですけれども、そういった部分も少し差が生じることの原因になっているのかなと、そのように考えているものであります。

また、トータルのことについて、先ほど事務局長のほうから御説明申し上げたわけですけれども、事務局長が申し上げたのは、焼却施設の整備を進めていく中にあっても、そこから最終処分に影響が及ぶ部分については、これは焼却施設の整備運営事業者の選定の中で評価をしていくということで説明させていただいたものであります。

いずれ一般質問のほうでも御説明申し上げたとおりでありまして、そもそもですけれども、組合の所掌事務というのは協定、規約の中に位置づけられているもの、これが対象になると。そういたしますと、焼却施設に関して整備運営事業者のほうを選定していくというようなことになってくると、これは組合の共同事務である事務の執行に関して、事業者を選定していくということになってくるわけでありまして。

一方で、最終処分については、まだ組合の共同処理事務とするのかどうかとい

う方向性といいますか、体制といいますか、そういう部分がまだ決まっていないところでありますので、したがって、これらを一体的にと言われましても、この構造上、それができる状況にはないのだということについては、恐れ入りますが、御理解いただきたいと、そのように考えているところでございます。

◎議長（村田芳三君） 以上で9番藤原治議員の質問を終わります。

あらかじめ申し上げます。会議時間は、会議規則第9条第1項で午後5時までと定められておりますが、会議が午後5時を過ぎる場合は、同条第2項の規定により、会議時間を延長します。

次に、18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） 予算書4ページ、債務負担行為の可燃ごみ中継施設の整備に係る基本計画策定業務委託について、この基本計画策定の進め方をお伺いしたいと思います。先ほど、その業務が測量や地質調査とかというふうなことがありましたけれども、その中身ですね、例えば解体スケジュールとか、いろいろなことが書かれる、その計画の中身についてお聞きしたいと思います。

あわせて、議会での説明とか、そういったのはスケジュール的に取っているのかをお聞きしたいと思います。

同じく債務負担行為の中継施設の整備に係る生活環境影響調査業務委託についてですけれども、これは調査をする理由と、それから調査内容とスケジュールと、調査報告書などの公表などについてお伺いします。

それから、予算書12ページになりますけれども、不動産鑑定手数料について、先ほどちょっと説明いただいたでしょうか。その内容を伺います。

それから、測量及び登記業務委託料についてなのですけれども、整備地の地権者のどれぐらいの面積について測量とかするのか。それから、地権者の方からの承諾を得られたということ、現地調査の承諾を得られたというふうに聞いたのですけれども、そこを確認したいと思います。

それから、用地取得についてですけれども、整備予定地のどれぐらいの面積になるのか。

それから、移転補償費について、移転するものは具体的にどんなものなのかということ。

それから、可燃ごみ中継施設整備業務委託料の内容、ちょっとかぶりましたけ

れども、まとめて先ほどの債務負担行為の中でよろしいので、中身をお聞きしたいと思います。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） 可燃ごみ中継施設の整備に係る基本計画の策定業務についての内容と、あと説明等についての御質問でございました。進め方につきましては、令和8年度と9年度の2か年ということでございまして、8年度は基本計画の背景及び位置づけの整理を行いまして、将来ごみ量の設定、中継施設の処理方式等の具体的な内容についての検討を行いたいと考えていました。9年度につきましては、それを踏まえて概算事業費、そして整備の具体のスケジュール、事業運営管理計画について検討を行った上で、基本計画を策定したいと考えてございます。

2か年の事業ということでございますけれども、完成してからというか、成果品ができてからではなく、まず複数年度の事業ということもございますので、進捗状況については議員の皆様にも、何らかの方法で説明はしてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、可燃ごみ中継施設の整備に係る生活環境影響調査業務委託、これの内容、スケジュール、結果公表ということでございます。いずれこれを行う理由につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、施設の計画段階におきまして、中継施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめつかんで、その結果に基づいて、生活環境に配慮した対策を検討した上で、整備事業に反映するということが決められてございましたので、実施するものでございます。

調査の内容でございますが、環境省が示します指針を参考といたしまして、施設の稼働に伴う大気質、騒音、振動等の生活環境への影響及び水環境への影響についての調査を行うものでございます。

スケジュールにつきましては、季節による変動を考慮する必要がございまして、夏季と冬季というあたりの調査を行う必要があるということでございます。

結果の公表につきましては、施設周辺の居住者の方を対象として説明会を実施するほか、ホームページ等で公表したいと考えているところでございます。

次に、清掃費の不動産鑑定手数料でございます。これの内容につきましては、7年度に実施した予定地近傍の鑑定評価、これを8年度時点における価格の時点修正を行うというものでございます。これらについて、鑑定士さんからの意見等を求めるという内容でございます。

続きまして、測量及び登記業務委託料の地権者の人数と、あとは広さのあたりでございますけれども、委託の内容としましては、事業予定地の範囲見直しに伴います分筆のための測量と登記を行うということを目的としております。

整備予定地の地権者でございますけれども、個人で24名、法人で3名の計27者でございます。面積は約6ヘクタールというところでございます。

地権者からの承諾の状況につきましては、いずれ各地権者さんからは、測量とか現地調査につきましては協力をいただいているところではございまして、引き続きの協議につきましても協力をいただいているところでございます。

なお、個別の協議の状況につきましては、今後の用地取得にもちょっと影響が生じるおそれがあることから、ここでの答弁は差し控えさせていただきたいと存じます。

用地取得費についてでございますけれども、整備予定地のどれぐらいの面積ですかというところの御質問ございましたけれども、こちらにつきましても登記情報の照合によりまして、個人情報類推が可能となるということもありまして、個人の権利利益を保護する観点からも、ちょっとお示しできないということについて御理解をいただきたいと思います。

あと移転補償金についての移転するものでございますけれども、取得対象土地の上に存する立木に係る物件移転料の分を補償するというところでございます。

最後でございます。可燃ごみ中継施設整備事業委託料の内容でございますけれども、こちらにつきましては、策定中の可燃ごみ中継施設の整備に係る基本構想、こちらに基づきまして、8年度と9年度の2か年度で施設整備基本計画を策定し、生活環境影響調査も併せて実施するものでございます。そして、加えまして、8年度におきましては、測量調査と地質調査と地歴、土壌調査、こちらについても予算計上させていただいているところでございます。

◎議長（村田芳三君） 以上で及川ひとみ議員の質問を終わります。

◎7番（高橋悦郎君） 議長、動議で暫時休憩願います。

◎議長（村田芳三君） では、暫時休憩します。

午後 4 時44分休憩

午後 4 時51分再開

◎議長（村田芳三君） 再開します。

次に、5 番庄子春治議員。

◎5 番（庄子春治君） 議案第 2 号の歳出部分について伺います。

環境影響評価の最終年度の予算が計上されておりますが、この環境影響評価に係る今後のスケジュールについてお示しください。準備書の公開予定はいつ頃か。それから、説明会の開催予定はどうか。それから、説明会を行う対象地域についてはどのように行うのか伺いたいと思います。

次に、用地取得費及び移転補償金の予算が計上されておりますけれども、その内容についてお示しをいただきたいのですが、用地取得面積は今回の予算上、どうなっていますか。用地取得費は、これまで約11億8,000万円となっておりましたが、今回16億円になるというのが示されました。今後の用地取得ですから、それから見ると今回の予算というのは大体 1 割超ぐらいでしょうか、ということになるようですので、今後の用地取得の見通しについて伺いたいと思います。

通告しておりました 3 項目めと 4 項目めは、前者の方が御質問されましたので、割愛させていただきます。お願いします。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） 環境影響評価のスケジュールと、あと準備書の公開予定、説明会の開催予定、対象地域ということでございます。環境影響評価は、現在準備書の策定に向けまして取りまとめを行っているものでございます。

取りまとめの内容としましては、6 年 8 月から 7 年 9 月まで、1 年かけて実施した現地調査データの集計、解析、そしてその結果から新施設が稼働した場合における周辺環境への影響についての予測、そして評価、これらを取りまとめるところでございます。

今後におきましては、県と協議の上、令和 8 年 6 月頃を目指しまして、準備書の公告、縦覧、住民説明会等の手続を進めてまいります。

また、環境影響評価書につきましては、準備書に対する知事意見や住民意見に基づいて準備書の内容に検討を加え、令和9年3月頃に公表する予定としているものでございます。

準備書の公開と説明会につきましては、先ほどと重なりますが、令和8年6月頃に行おうと考えてございます。住民説明会の範囲でございますが、県条例によりまして環境への影響があると認められる地域ということで開催するように定められております。このことから、既に設定しております環境影響評価方法書の説明会と同様に、盛岡市と滝沢市、こちらを対象地域として実施する予定と考えているところでございます。

続きまして、用地取得費についてでございます。予算上の内容でございますけれども、あと今後の見通しということでございます。用地取得費につきましては、8年度の概算では予算書のとおり約1億1,000万円ほど見込んでいるところでございまして、移転補償費につきましては、立木等に対する物件移転料として28万2,000円を計上しているところでございます。

全体での取得面積は約6ヘクタールとしておりまして、各年度の取得面積などの情報、こちらにつきましては登記情報との照合により個人情報の類推が可能となるということによりまして、個人の権利利益を害するおそれがあることから、お示しするのはちょっと適当ではないと考えておりますので、何とぞ御理解をいただきたいと考えてございます。

用地取得の見通しにつきましては、今各地権者に本事業の説明を行った上で、測量、そして現地調査に御協力をいただいているところでございます。今後におきましても、各権利者の方々と協議を行いながら用地取得を進めてまいりたいと考えているところでございます。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） まず、今の用地問題からちょっと伺いたいのですが、しゃべられないという部分があるということは分かりましたが、伺いたいのは、今回示された用地取得、施設整備に係る事業費で16億7,900万円という数字が出されました。以前は11億8,100万円だったのです。ここで5億円以上増えているわけです。この要因は何でしょうか。

◎事務局主任主査（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局主任主査。

◎事務局主任主査（森田晋君） 本日、全協の資料として配付いたしました中に、用地取得、そしてインフラと書いておりました、したがってこれは用地取得プラスインフラ関係で17億円という数字になっているものであります。

このうち用地費だけに着目といいますか、ピックアップいたしますと、これまでは用地費については1億1,000万円見ておりました。それが今回の試算上は4億3,700万円で見ているということでもあります。1億1,000万円だったものが4億3,700万円ということの内訳になるものであります。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） インフラ、つまり上下水道とか含めて道路とかということもあるということですから、そっちの工事費が上がるというのはあるのかなと思うけれども、ただ、今お話あっただけでも、1億1,000万円が4億円でしょう。ここで3倍ぐらいになっているわけだ。その要因は何ですか。

◎事務局長（小林敬君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 小林事務局長。

◎事務局長（小林敬君） 用地費が増加したということに対する理由ということでございますけれども、まず令和7年度に実施した不動産鑑定評価、そして物件の調査によりまして、整備予定地を選定した際の想定を大きく上回ったという事実が判明したところでございます。

いずれ施設規模や配置の想定などを整理して、何とか必要最小限の事業用地となるように取得用地の見直しをしていたところではございますが、今回このような額になったということでございます。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） ちょっと言葉悪いのですがけれども、小さく産んで大きく育てるとは言いませんけれども、あまりにも過小な見込みだったのかなという部分は、それぞれの構成市町に対しても大変問題があるのではないかなと。これぐらいだと言っていたのが、開けてみたらこうだったというのが多過ぎるというこ

とは、指摘しておきたいと思います。

それからもう一つ、環境アセスですけれども、今のお話ですと、影響のある盛岡市及び滝沢市へ説明会だということですが、具体的にどういう計画ですか、説明会。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原参事兼施設課長。

◎参事兼施設課長（藤原司君） 説明会ということでありましたけれども、説明会については先ほどの答弁でもありましたけれども、8年6月頃ということ考えております。

開催の例えば回数とか、場所とかという話になりますと、方法書の手続のときに同様に説明会を行っていましたが、盛岡市で2回、滝沢市で2回ということで、平日とお休みの日ということで開催したものであります。

◎議長（村田芳三君） 以上で庄子春治議員の質問を終わります。

これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 議案第2号について、反対の立場から討論いたします。

令和8年度の当初予算は、令和7年度に策定した新施設整備基本計画に基づいて事業を進める予算となっています。私は、新施設整備基本計画そのものに問題ありと、そのもととなっている組合の一般廃棄物処理基本計画が、処理するごみの量について推計値あるのみで、ごみの減量、資源化への目標も計画もなく、焼却中心のごみ処理になっていること。今必要なことは、カーボンニュートラルに向けた資源循環の推進、減量、資源化の推進であって、組合の計画には広域全体の徹底したごみ減量、資源化への姿勢がないことを指摘してまいりました。今回378トンから357トンへ1日当たりの処理規模を見直したものの、これは極めて不十分なものであって、根本から見直しが必要だということを指摘しておきたいと思います。

今回施設規模をさらに縮小することにしましたが、僅か半年で21トンの縮小になったこと、そのこと自体も施設整備基本計画そのものが極めて不十分であった

ことを示すものであります。改めて事業実施期間を見直して、8市町がごみ減量、資源化に徹底して取り組む必要があるのではないのでしょうか。この間も指摘してまいりましたが、現状では焼却処理されているごみの中に資源物が大量に含まれています。また、食品ロスの対策も大きな課題であり、これを正面から取り組むならば、施設規模もさらに大きく縮小する可能性があるのです。一旦立ち止まって見直すべきです。

あわせて、10月議会で議論された焼却処理に加えて、最終処分までトータルでコスト比較をするべきだという議論がなされていましたが、今回の事業者選定委員会の選定基準からは、最終処分場については一定の考慮があるとは言われるものの、トータルコストで考慮するという事になっていません。このことも問題であります。本来ごみ処理行政は、分別、資源化を基本に、収集運搬、中間処理、最終処分となって完結するものであります。少なくとも、今回の処理施設整備については、最終処分との関係も考慮に入れることは必要だと私も思います。

さらに、今回ストーカ炉と熔融炉のそれぞれの事業費見込が示されましたが、これも半年前に比較して100億円以上増え、1,100億円を超える見込みであります。ここには、焼却処理以外の中間処理に係る経費が含まれておりませんが、ごみ処理体制検討協議会では、その総額が約368億8,000万円と試算されており、莫大な費用となります。今日の各市町の財政状況からいっても、ここは立ち止まって施設整備事業については、実施時期、施設規模、ごみ減量、資源化について根本から見直しを求めるものであります。

以上の立場から、議案第2号「令和8年度盛岡広域環境組合一般会計予算」には反対します。

◎2番（田山俊悦君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 2番田山俊悦議員。

◎2番（田山俊悦君） 議案第2号「令和8年度盛岡広域環境組合一般会計予算」に賛成の立場から意見を述べます。

現在、令和14年度の新焼却施設稼働に向け、8市町が令和5年2月に締結した県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定に基づき準備が進められ、私も昨年10月組合議会定例会で質問しましたが、昨年6月にごみ処理施設整備基本計画の策定、8年度には事業者選定に向け入札公告、事業提案が予定されておしま

す。

本組合議会では、県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定に関し、新ごみ焼却施設での処理対象物については、協定の柔軟な解釈をするか、見直しの判断が必要との意見が出ていることも私も認識しております。しかし、1施設集約化を進めるに当たり、県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定では、新施設の受け入れるごみは、現在の盛岡市、盛岡地域の施設の受入れ基準の範囲を超えないものとする定められております。この協定は、幾度にもわたる住民説明会を経て、地域の声も取り入れる形で締結された協定でありますので、最大限尊重されるべきものだと考えます。協定における受入れ対象物の定めを見直すことや解釈を変更することには、特にも新ごみ焼却施設の立地を受け入れた施設整備予定地の周辺住民に対するこれまでの説明を翻すことにもなることから、改めて住民説明会を開催して、同意をいただく手続を踏まなければならないということにもつながります。そうすると、令和14年度の新焼却施設の稼働という目標達成は厳しくなるとともに、これまでの取組を通じ、関係を築いた周辺住民、町内会、関係者の心情を思うと、事業実施そのものにも大きな影響を与えかねないと危惧するものであります。

以上のことから、盛岡広域環境組合及び組合構成市町におかれましては、今後におきましても協定における受入れ対象物に関する定めを遵守しながら、令和8年度においても県央ブロックごみ処理広域化の推進を図られるよう要望いたします。

次に、新ごみ焼却施設の整備と最終処分体制の構築を一体的に進めていくことについてであります。圏域の最終処分体制については、盛岡広域8市町及び関係一部事務組合で構成する県央ブロックごみ処理体制検討協議会において共同処理体制とするかどうかなど、根本的な事柄も含めて検討が進められている状況であります。いまだ方針の決定には至っていないと認識しております。このことから、8市町間の検討を加速し、圏域における将来の最終処分体制の方向性を明らかにしていく必要があると考えますが、その結論を得るには、まだ相応の時間を要するものと思われま。

このため、最終処分体制の検討と並行して、盛岡広域環境組合及び組合構成8市町においては、協定、規約及び施設整備基本計画に基づき、新ごみ焼却施設の

令和14年度稼働に向けて着実に事務を進めていくべきであり、組合、関係市町がそれぞれの役割を果たしながら、効率的で環境負荷の軽減が図られたごみ処理体制の確立を目指し、令和8年度も引き続き取り組んでいくように求め、意見いたします。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 令和8年度予算について、反対の立場で意見を申し上げます。

今回の予算について、新年度予算、それから一般質問で質問いたしました。当市の議員3人とも質問した中で、根本的なトータルコストでの検討、これはこの3年間ずっと言い続けてきて、検討されるものと期待をしておりましたが、8年度予算の選考委員会では、その結論が出ないので、先行して発注していくという方針が先ほど示されました。ある程度考慮すると言いながら、せっかくなつくった最終処分体制に係る基本方針の検討結果も生かされないまま8年度事業を推進することについては、私は賛成できない立場です。

また、今日、全協の30分の間に新たな資料が提出されましたが、重要な面積の変更、そして処分量の変更、これまで何回も議論し、専門委員会でも検討してきた内容です。配置、面積、そしてごみの処分量、それが本日渡された内容で、さらに言いますと、その中の金額の根拠が私はすっかりしていません。要は、先ほどやり取りした中で、処分の基本方針にある金額と率が違うので、何のための基本方針、大量の資料だったのか、疑わざるを得ません。

そういった意味で、今後アドバイザーとか様々な業務委託をしながら進める予定の8年度予算ですが、全体として1か所に集めるという広域の理念については、私は賛成している立場でこれまで議論してきましたが、この期に及んでトータルコストは絶対外せないものだと思っております。

以上をもって、本日の予算に対して反対の立場で意見を述べます。

◎議長（村田芳三君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第2号「令和8年度盛岡広域環境組合一般会計予算」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（村田芳三君） 賛成 9、反対10でございます。

よって、議案第 2 号「令和 8 年度盛岡広域環境組合一般会計予算」は否決されました。

以上をもって日程は全部終了しました。

これをもって今期定例会を閉会します。

午後 5 時16分 閉 会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

盛岡広域環境組合議会議長 村 田 芳 三

盛岡広域環境組合議会議員 松 山 宗 治

盛岡広域環境組合議会議員 田 中 二 郎